

## (5) 麻 薬

普通に用いられた場合、「麻薬」という言葉は、危険な又は望ましくない物質を意味する傾向がある。もちろん実際には有益な効力をもち、定期的に医師によって処方される麻薬もあれば、状況によって有害となったりそうでなかったりする麻薬もある。オーストラリアでは、中毒性のある麻薬は、オーストラリア政府（輸入禁制品として）及び州の毒物法による厳しい取締りを受けている。後者の下では、医師などの有資格者による処方に基づく場合を除き、無免許者が、指定麻薬のいずれかを所持することは犯罪となる。被告人が住んでいる家屋又は土地で発見された禁制品は、その量がいかにも少なくとも法の対象となるようにするため、所持という言葉は広範囲に定義されている。従って、たとえばあなたの自宅で微量のマリファナが発見された場合、たとえばその「幻覚剤」が多分パーティーの間に友人があなたの知らない内に持ち込んだものであっても、あなたは罪に問われる。その麻薬があなたの手元にあったことを知らなかったということを示すことができれば、それは弁明となるが、その弁明には証明の義務が伴うので、これは容易なことではない。

マリファナ、アヘン又はその他の中毒性の麻薬を吸っているところを発見されれば別の犯罪となる。しかしその定められた刑罰は、麻薬所持の場合と同じである、中毒性のある麻薬の無認可の製造、販売又は分配には、一層重い刑罰—最高10年の禁固刑—が適用される。従って、売買と単なる所持との間の区別がきわめて重大となる。マリファナの所持に対する初犯の有罪判決は、禁固刑になる場合もあるが、通常は罰金だけである。しかし麻薬密買者—営利を求めて取引する者—の定義は、麻薬を販売又は分配したことが証明された人々だけに限定されていない。多くは被告人が所持していたところを発見された麻薬の量によって決まる。それが一定量（マリファナの場合是一般に、時たま吸う人が通常用いる量以下）以上であれば、所有者は他人への供給に従事していると推断される。従って被疑者はそうではないことを証明する義務がある。

このような実際上の問題の他に、麻薬犯罪に関しては二つの大きな疑問が生じてく

る。基本的な疑問は、そもそも麻薬の個人消費が犯罪となるかどうかというものである。仮にヘロイン中毒者が哀れな状態にあり、健康が損われ、寿命が縮められていたとしても、なぜ彼は犯罪者として扱われなければならないのだろうか。自ら課した罰だけで十分ではないだろうか。麻薬乱用は社会問題であり、その個人にとって無意味なものとなった社会に対する反応である場合が多い。麻薬中毒問題の唯一の実際に役立つ解決策は、任意に受ける医学的治療である。刑務所に入れられた麻薬常用者には医学的治療が与えられているという示唆は答えにはならない。通常彼は刑務所内では麻薬を取り上げられ、禁断症状に苦しむままに放置されているからである。このように残忍な間違った治療が成功するという保証は何もない。実際多くの場合、最善の治療法は、麻薬常用者が一見正常に物事を処理できるよう、その摂取量を安定させコントロールすることである。

麻薬常用者とははっきり異なる麻薬密売者の場合はどうなのだろう。意図的に他人を強い麻薬のとりこにすることを謀る麻薬密売者ほど卑しい者はいない。しかも大手の麻薬売買人は組織化された犯罪者であるという十分な証拠がある。彼らに対しては何らかの措置がとられるべきであるにもかかわらず、オーストラリアでは、大手の売買人はめったに逮えられない。むしろ網にかかるのは雑魚ばかりである。彼らはシンジケートに口銭で雇われている小さな密輸業者の場合もあれば、自分自身が麻薬を購入するために金を必要としている麻薬常用者である場合もある。実際この分野における問題の一つは、ヘロイン常用者の大部分が麻薬密売者でもあるということである。そうでなければ、彼らは自分自身の麻薬の補給をまかなえないだろう。麻薬の使用と犯罪との間には偶然の結びつきがあるとしばしば論じられているが、もしこれらが真実であれば、適切な取締りの下に、麻薬常用者が麻薬を入手できるようにすることによって、この結びつきをなくすことができる。禁止されている麻薬が高価なのは、闇市場であるからである。同じ理由から、麻薬の所持又は使用に対する禁令の撤廃は、麻薬常用者を食物にし、新たな犠牲者を獲得しようとしている犯罪者一味を、壊滅させないまでも大きく切り崩すことになるだろう。

現在のような世論の風潮では、麻薬の所持又は使用が合法化されるとは考えられな

い。それでもなおある特定の麻薬が中毒性のある麻薬の正式のリストに含められるべきかどうかという第二の問題がある。その顕著な例外がマリファナであり、現在これはヘロイン、コカイン等と区別なく分類されている。マリファナに関する罪は、法律上、強い麻薬に関する罪と同じ刑罰をもたらしているが、これは明らかに道理に合わない。マリファナの使用は、その麻薬に対する肉体的依存を誘発することもなければ、それが使用者にとって有害であるという信頼できる医学的証拠もない。マリファナが犯罪や強い麻薬への移行につながるという理論は一般に信用されていない。もっともマリファナに快楽を見出し何も害がないことを知ったマリファナ喫煙者の中には、同じように禁止されている強い麻薬に関する警告は誇張されていると考えたくなる者もいるかもしれない。

マリファナに関する犯罪は他の全ての禁止されている麻薬の合計よりもはるかに多くの有罪判決をもたらしている。ニューサウスウェールズ州では1974年中に、2,174人の人々が麻薬犯罪で有罪判決を受けた。そのうちアヘン剤はわずか8件に1件にすぎなかったのに対し、マリファナは全体の84%を占めていた。また、麻薬に関する全有罪判決の約80%は、分配、販売又は製造ではなく、所持又は使用に関するものであった。他の州については比較できる統計が入手できないが、この比率が大きく異なるとは考えられない。ただし首都特別地域は例外で、1974年に同地域の法律に抜け道があることが明らかにされた。同地域では、禁止されている麻薬の tetrahydrocannabinol は植物である大麻の中に存在するが、植物そのものは幻覚剤ではないという理由で、多くの麻薬犯罪に対する起訴が法廷で棄却された。（一方他の州では、植物又はその種子の使用もしくは所持も禁止されている）。そこで首都特別地域の警察は、抜け道をふさぐためにその法律が修正された1975年10月まで、マリファナの所持により人々を逮捕又は起訴することを中止した。もっとも、現在首都特別地域で25グラム以下のマリファナの使用又は所持に対する唯一の刑罰は、わずか100ドルの罰金である。

上記の数字から、州警察の麻薬取締り班は主としてマリファナ喫煙者に向けられていることが分る。これら取締り班のメンバー達は令状なしで、時には交際法という大

量検挙につながる条項を利用して、家屋を一斉手入れし捜索し、主として被告の自白に基づいて有罪判決を確定することで悪名高い。ニューサウスウェール州では、1974年に麻薬犯罪で有罪判決を受けた人々の94%は30歳未満であり、ほぼ同じ比率の人々が有罪を認めている。彼らはあまりにもしばしば、過去にマリファナを吸ったことがあるという趣旨の不用意な発言を警察に対してしすぎる場合が多い。麻薬取締班が大手の麻薬取引業者を追い詰めることができないでいることも同じく驚くほどである。

マリファナの使用者と非使用者との間に世代の断絶があることは明らかである。しかしマリファナ喫煙者の比率に関する事実はあまり知られていない。彼らが主として学生やヒッピーなどであるという一般的な推定は10年前には正しかったかもしれないが、麻薬犯罪に関する調査が信頼できる指針であるとすれば、現在はそうではない。たとえばシドニー地域では、有罪判決を受けた者の45%から50%は労働者であり、この数字は全人口に対する労働者の比率と比べればきわめて不均衡である。もちろんこれは単に、他の社会層のマリファナ喫煙者はもっとうまく警察の追求を逃れていることを意味しているにすぎないのかもしれないが、有罪判決を受けた麻薬犯罪者の中に若い労働者が多すぎるということは、マリファナの喫煙がもはや中産階級の現象ではないことを強く示唆している。この分野における非協調主義者は若者である。少なくともそのかなりの部分はそうであると言える。年輩者は医師の処方する精神安定剤に頼る傾向がある。

若者と年輩者との間の差別は、年輩者の世代の興奮剤であるアルコールが禁制麻薬ではないという事実によって皮肉にも強調されている。アルコールは禁止されていないが、依存性をもたらし、さまざまな病気との結びつきが証明されている。アルコールの取りすぎは明らかに有害であり、マリファナよりも確実に有害である。にもかかわらず、アルコールは自由に入手できる。多くの人々は自分は適度の酒飲みであり、アルコール中毒への道を歩んではいないと考えてアルコールに快樂を見出しているため、その使用は大目に見られている。彼らはアルコール中毒を個人的な病気と考えたが、大酒飲みの数が大体酒飲者総数の一定率であることを示唆している調査の社会的重要性を無視している。

絶対禁酒主義者はこれを禁酒の論拠とみなすかもしれない。歴史一帯に大戦間の米国の歴史一帯を感じとっている人々は、禁酒を実行不可能なものとしてあざけている。自由主義者は、他人の権利を侵害しなければ、たとえそれが自分にとって有害なものであっても成人が自分の好みを追求する権利に干渉すべきではないという立場をとっている。この立場の適切な点は、アルコール（又はタバコ）とマリファナを法律上区別する十分な理由はないとしている点である。マリファナだけを禁制品として取り上げるのは、不条理な偏見や、マリファナ喫煙者は政治的に無力な少数派であるという事実によるものである。

## 第7章 性 の 自 由



## 第 7 章 性の自由

性の問題に関してもさまざまな犯罪がある。一部の禁止事項は子供を守るための手段として、あるいは性関係における暴力の行使を罰する手段として正当化できる。しかし性行為に関する多くの制限法は、単に因襲的な道德基準を反映しているにすぎず、これらは個人が自由に受け入れたり拒否したりできるべきものである。厳格な宗教的道德主義者は、結婚は永久的かつ不変のものであり、性交は夫と妻の間でのみ合法的となり、その場合もある一定の様式においてのみ合法的となるという見解をとる資格がある。しかし、宗教圧力団体は、道德的信念だけでは満足していない。彼らは法律によって自分達の個人的信念を他の人々に押しつけようとしている。従って、俗世間では結婚はもはや教会の独占ではないにもかかわらず、宗教団体は依然として結婚の神聖さを主張し、結婚生活の内外における性関係で何が許されるかを決定する権利を主張している。自分自身が信奉者である多くの教会がその指導者の説教を実践する用意がないという点で、その独断的態度は一層非難に値する。

### (1) 結婚と離婚

互いは結婚していない男女の間で行われる性交は合法的である。当事者の一方がすでに結婚している場合には、このような性交は姦通という汚名を着せられるが、姦通は犯罪ではない。しかし社会は結婚という正規の手続きを踏む人々に対しては報いと保護を与えており、かなり永久的な異性愛関係の中で暮している大部分のカップルは結婚している。男は18歳、女は16歳で結婚することができる。また裁判所から特に適用免除が受けられれば、それぞれの年齢は最高2年まで引き下げられる。

結婚当事者の一方が、結婚は間違っており、「永久的な」関係は解除されるべきであるという結論に達すれば、当然困難が生じてくる。これまでオーストラリアにおける最も多い離婚の理由は不義と遺棄であった。その場合、結婚当事者の一方に責任が



あると仮定され、その証拠はしばしば人為的に偽証によって獲得された。1975年の家族法（Family Law Act）は、結婚生活の崩壊は両当事者側のあやまち又は性格の不一致によって生じるという現実的な仮定に基づいている。現在では、離婚の包括的理由は一つしかない。それは結婚生活の回復不能な崩壊であり、一年間の別居生活を経てはじめて、離婚手続きを開始できるようになる。法務長官であるマーフィー上院議員は、国会の答弁で「崩壊した結婚生活はもはや、姦通や残虐行為などによってしか逃れることのできない牢獄となるべきではない」と発言した。

離婚は別にしても、たとえば床入りしないなどの理由で結婚が無効となる場合もある。重婚—前の結婚が存在している間に、二度目の結婚生活に入ること—は無効であり、犯罪でもある。重婚者の最初の配偶者が7年間失踪しており、重婚者がその配偶者は二度目の結婚の時点では死亡していたと信じるに足りる理由があれば、それは起訴に対する弁明となる。しかしたとえこのような弁明ができない場合でも、一般にそうであるように、重婚のもう一方の当事者が前の結婚のことを知っているならば、重婚者を厳しく罰することは不当であるように思われる。このような場合同棲は犯罪ではないので、本当に犯された唯一の罪は、公式記録の偽造である。

血族関係—両当事者の血縁関係が近すぎるため法律上結婚できないこと—が理由でも、結婚は無効とされる場合がある。この禁会と同類なのが近親相姦罪—親子間、きょうだい間、又は祖父母と孫の間における性交—である。女性が16歳以上でその行為に同意すれば、男性と同じように有罪となる。両者の関係が片親違いであろうと両親とも同じであろうと、法律的には関係ない。性交の相手が兄や妹などであることを知らなかったということは弁明となるが、相手の同意を得たということは弁明にはならない。

合法的結婚のわく内では、法律は性行為にある種の自由を認めている。たとえば、妻は性交に同意していると仮定されており、従って夫は妻に対して姦通の罪を犯したことはなり得ない。もっとも夫が妻に対して暴力をふるまえば、彼は暴行罪を犯したと認められるかもしれない。一方、たとえ進んで結婚したカップルでも、すべてが許されているわけではない。ニューサウスウェールズ州犯罪法の中で「いまわしい犯

罪」と言われている猥姦—アナル・インターコース—は、男と男の場合だけでなく、男と女の場合でも、重大な罪となる。当事者—挿入者と受け手（もし後者が同意すれば）—は双方とも有罪となる。法律的には、夫と妻の場合も有罪となりうるが、夫や妻に対し、相手に不利な証拠を出させることは不可能なので、結婚は有罪判決にとって障害となりうる。

## (2) 避妊と中絶

子供を生むかどうかは、本来母親となる女性が決めることであり、できれば未来の父親と相談して決めることが望ましい。胎児は人間ではない。「生きる権利を守る会」(Right to Life Association)のような組織はこれに反対している。子供となって生れるまで胎児には独立の存在などないという事実にもかかわらず、彼らにとって、生命は概ね受胎の瞬間から始まるのである。このように保守的な見方をすれば、妊娠を終らせようとする試みはどのようなものでもまちがっており、殺人に等しいとさえいうことになる。このような独断論では、新しく生れてくる子供の本当の福利—望まれて生れ、物質的にも精神的にも生活していける環境で成長すること—が都合よく無視されている。また、中絶の摘発を声高に叫んでいる人々が、通常、死刑や戦死のような当局による生命の断ち切りについては、口をつぐんだり承認している点にも注目されたい。

子供が欲しくない場合には、もちろん中絶よりも避妊の方が望ましい。また、「人口零成長」の概念が説得力を持っている世界では、避妊の方が一層社会的に受け入れられているにもかかわらず、中絶ばかりでなく自覚ある個人の避妊の決心に関するオーストラリアの法律にまで、相変らず宗教圧力団体の見解が影響を及ぼしている。避妊用具の購入又は使用を禁止している法律はなく、家族計画協会はそれらを奨励している。しかし、これらの協会の尽力にたよることは、大衆がその存在を知らないために限られており、これが同協会の隠病さと相乗している。たとえば、10年ほど前までは、ニューサウスウェールズ州の家族計画協会は、民族衛生協会 (Racial Hygiene

Association) という正体を明らかにしない名称の下にその身を隠していたのである。

さらに重要なのは、宣伝に対する法律上の制限である。一部の州では、避妊用具を宣伝することは犯罪となる。極端な例をあげると、クイーンズランド州の「浮浪、賭博及びその他の犯罪に関する法律」は、わいせつな宣伝を「直接又は間接的に、女性の妊娠、みだらな、好色的な又はわいせつな性交、又は性的虐待もしくはそれから生じる病気又は欠陥、不能、神経衰弱又は女性の更年期障害」に関するものと定義している。タスマニア州では、販売のために避妊用具を展示したり公衆の目に触れさせることは明らかに罪となる。1975年のビクトリア州衛生（避妊用具）法は、宣伝の形式が政府衛生当局によって承認されることを条件に、新聞紙上における避妊用具の宣伝を認めることによって、それまでの禁止事項を緩和した。同様に、1975年の「ニューサウスウェールズ州わいせつ記事及び分類出版物に関する法律」は、避妊用具に関する宣伝を「わいせつ」としていた以前の制定法による定義を撤廃したが、性行為に関連して使われる物品の展示又は宣伝を禁止することによって、不確実な分野を残している。

避妊に関する宣伝は、オーストラリア放送規制委員会によって定められた番組基準の下に、ラジオ・テレビでも禁止されている。その禁止は具体的であり、「放送番組基準」という形の法令によってさらに次のように強化されている。すなわち「家庭で自由に口にしたり論じられない特に私事に関する性質のものは、宣伝されるべきではない」というものである。「テレビ番組基準」は「家庭で」という語句を「男女同席の場で」という語句に置き替える。しかし、1975年6月から一年間の試験期間中に、規制委員会は、私事に関する性質の製品の宣伝に対する制限を緩和した。現在このような宣伝は、午後7時半前に放送又は放映されないこと。また良識あるものとして事前に委員会に承認されることを条件に許可されている。

このように宣伝が制限されているため、特に移住者社会で避妊に関する無知が広く見られも不思議ではない。いずれにせよ、妊娠の防止を完全に保証してくれる避妊方法や避妊用具といったものは何もなく、従って中絶の問題が生じてくる。オーストラ

リア全土にわたり、器具又は薬品の違法な使用により中絶を引き起すことは重大な罪となる。器具又は薬品の供給者も、それが違法に使用されることを知っていれば、危険を冒すことになる。しかしビクトリア州及びニューサウスウェールズ州では、妊婦の同意を得て、十分な理由があって(a)妊婦の生命もしくは精神的肉体的健康に対する重大な危険から彼女を守るために手術が必要であり、(b)妊娠中絶の危険が妊娠を継続させる危険よりも大きくないことを心から確信している医師によって行われる場合の中絶は合法とされている。これらの基準には不確実な要素があり、クイーンズランド州及びタスマニア州の場合には、はるかに多くの不確実性がある。

1969年以来施行されている南オーストラリア州の中絶法は、他の州のものよりもはっきりしている。同法は、医師（各ケースに2人）が中絶すべきかどうかを決定する際に、妊婦の環境—彼女が実際に生活している環境又は将来予想される環境—を考慮に入れることを認めている。その適格性は、少なくとも2年間南オーストラリア州に住んでいる女性に限られており、事実、多くの女性が中絶を拒否されている。

南オーストラリア州以外、特にクイーンズランド州では、合法的な中絶を行うことのできる環境について疑問があるため、多くの医師は直接かかわりをもつことをいやがっている。一部の医師は他の医師よりも「十分な理由があって、心から確信する」という法律の表現をより広範囲に解釈している。また、その合法性がいかに明白でも、良心の理由から、中絶の手助けを拒否する医師や看護婦も多い。このため、中絶を望む妊婦は、医師を捜し回ったり、州の間を飛び回らなければならない場合もある。このように偽りの態度をとらざるを得ないと感じることは望ましくなく卑しいことであり、中絶法を寛大にすべきであるという強い主張がある。医学的な根拠に基づいて妊婦にとって手術が危険かどうかを決定する医師の権利に従うことを条件に、中絶を受けるかどうかの選択権はその女性に与えられるべきである。その結果と共に生きていかなければならないのは彼女なのである。

一方、現行の中絶法を修正によって明確なものにしようとするれば、より厳密な解釈を生み出す結果になるかもしれない。実際には、妊娠が危険なほど進んでいない限り、

中絶の決心をした妊婦は、事実上誰でも公立病院又はシドニーの Preterm Foundation のような専門機関で中絶を受けることができるため、ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州の法律の立場はそのままにしておくのが最もよいという実用主義者の議論は穏当であるといえる。しかし、このような機関以外では、手術は数百ドルもの費用がかかり、中絶を望む女性はいかにして援助を確保するかを知っていなければならない。このような情報は、避妊に関する情報以上に、中産階級一帯に大都市の中産階級一に限られがちであり、不運な女性は自分の不十分な財源—又は資格のないやぶ医者に身をまかせるしかない。

さらに考慮すべきことは、中絶にたずさわっている医者（単に警察に進んで贈賄する者だけではない）に対する現在の警察の寛大な態度は最近にはじまったことではなく、それが続くだろうという保証もないということである。実際、西オーストラリア州中絶情報機関とパースの一部の医師は、1974年11月に警察の追及に悩まされた。警察が医師を起訴しようと思えば、彼らは一般に一応十分な証拠の入手にほとんど困難を感じない。なぜなら、診療所で中絶を受けただけの女性は、その医師にいかに感謝していても、事実を明らかにせよとの圧力にはきわめてもろいからである。大体彼女は、自分自身が告発される可能性がきわめて少ないこと。また何も言う必要がないことを認識していない。

### (3) 同性愛

性行為の分野の中で、勝手気ままな規範に従順を押しつけようとすることによって最大の人間の不幸が生じるのは間違いなく同性愛の場合である。おそらく人口の5%はホモであり、彼らを「治療」し又は思い止まらせようとする試みは、差別的であり無益である。彼らの性癖は、はけ口を必要としており、同性愛の場合も異性愛の場合も、子供や未成年者を保護するための規定に従うことを条件にすれば、彼らにも、様々なやり方を認められている異性愛者と同じように、個人的な表現の権利を与えるべきである。大多数の人々にとって同性愛的行為がいかにいやらしいものに見えようと

も、同意した成人の間でひそかに行われるこのような行為は、本来法律の領分ではない。事実、オーストラリアでは、ホモであることそれ自体は違法ではない。法律上の禁止は正式には同性愛者—法律的にはレスビアンはひそかに行うのであれば自由に行いたいことができるので、より正確に言えば男性のホモによるある特定の行為に適用されている。

南オーストラリア州では1975年に、互いに同意した成人の間でひそかに行われるホモ行為は犯罪とされないことになった。このようにホモ行為に関する法律は、女性が17歳になれば法律上認められている男女間の性交に適用されるものと同一化されたのである。しかしこの例に追随しているのはビクトリア州だけのようである。下院は、1973年に「当下院の意見としては、同意している成人の間でひそかに行われるホモ行為は刑法の対象となるべきではない」と決議した。これは1975年に首都特別地域の立法議会によって可決された法令によって実現化された。

ホモは特にすでに述べた犯罪以外にも多くの罪を着せられやすい。たとえば、公共の場所で又は公共の場所から見える範囲で、身体（通常ペニス）を故意にみたらに露出する罪というのがある、これに関連した警察の公衆便所の見回りは周知のことである。前出の章で述べた不快又はみたらな行為は、公衆の面前で男同志がキスしている光景を含むさまざまな事柄を網羅しうる。タスマニア州では、男性が公共の場所で日の出から日没までの間に女性の服装をしているところを見つかれば罪となる。他の州では、異性の服を好んで着る変態性欲（transvestism）は特に罪とはならないが1974年にはヒッチハイカーとして拾ってもらうチャンスをよくしようと思って女装していた男性が、ブリスベーンの裁判所によって不快な行為による有罪判決を言い渡された。

同性愛に関する刑法を廃止しても、それだけではこの少数派に対する扱いがよくなることを保証することにはならないだろう。というのも、ホモとして知られている人々は、さまざまなやり方で社会的経済的に差別されているからである。男性であろうと女性であろうと、彼らは追放や侮辱の共通の標的となっている。彼らは、特に公務においては、就職や昇進を否定されることもありうる。彼らの同性愛家族の概念とその結果生じる無収入配偶者に対する税金控除のような恩典を受ける権利は、認められ

ていない。転換治療専門医や脳外科医達は、彼らの性格を変えるために彼らに対して実験を行いたがっており、刑務所では、彼らはホモの強姦の格好のえじきと見なされている。このような状況では、ホモが従来少なくとも公衆の面前ではその性格を隠してきたとしても不思議ではない。しかし過去10年間における目ざましい進展は、ますます多くのホモがそのゲッターから抜け出して、自分自身を明らかにするようになったことである。彼らはCAMP（Campaign Against Moral Persecution 一道徳的迫害追放運動）などの組織やAcceptance（カトリック教）Chutzpan（ユダヤ教）などの傍系組織を通じて、自分達の権利を求めて闘っている。歩みが、のろく不確実な地域社会における自由主義教育の効果よりもむしろこのような努力によって、実際においても法律においても、平等と寛容が獲得されるだろう。

#### (4) 強姦、情交等

強姦は、暴力又は脅しを伴うため、あらゆる性犯罪の中でも最も重罪とみなされており、それは当然である。

強姦の裁判はいくつかの非常にむずかしい問題を提起する。一つには、被告は終身刑を宣告されるかもしれないため、有罪判決を下す前に、その罪が疑いの余地なく証明されることが緊要である。女性が性交に同意したにもかかわらず、あとで後悔し、警察又は両親に自分は同意しなかったと言ったケースもあり、また時には女性が男性の性交とは無関係な行為に対する報復の一形態として強姦を申し立てる場合もあるため、これはなおさら重要である。一方被告を虚偽の告訴から守る必要を強調すれば、強姦の本当の犠牲者は、公判でその事件の詳細についてくり返し行われる恥ずかしい質問に答えなければならないという立場に立たされることになる。また、女性の性遍歴は法廷で証拠として認められており、裁判官や陪審員は、彼女が以前にはその強姦者とされている男又は別の男との性交に同意したという事実を重要視するかもしれない。この場合に適用される古めかしい推定は、結婚生活以外の場での性交に同意したことのある女性は将来も相手かまわず性交する可能性があるというものである。従っ

て、売春婦は事実上強姦されているにもかかわらず、彼女に関する強姦罪が独立した証人のいない法廷で認められる可能性はきわめて少ない。

強姦の裁判は、通常その事件の少なくとも6ヶ月後に行われる。強姦の犠牲者は、検診を受けるほかに、その裁判の時だけでなく、その前に治安判事の前で行われる委託訴訟手続きや、さらにそれ以前の警察での供述において、屈辱的な質問を受けることになる。その結果、その女性にとってこの手続きは、彼女が記憶からぬぐい去りたいと思っている強姦そのものよりも精神的な打撃を与えることになるかもしれない。このため、強姦罪を犯罪者の行為のみを問題にする暴行罪に置きかえることを支持する強力な議論が出ている。これは犯罪者の罪が軽くなるという意味ではない。たとえばニューサウスウェールズ州では、女性に対するみだらな暴力は4年の禁固刑、16歳未満の少女に対する場合は6年の禁固刑によって罰せられている。

違法な情交も重大な犯罪である。これは一定の年令以下の少女との性交を意味する。その年令は、ニューサウスウェールズ州及び西オーストラリア州では16歳、クイーンズランド州及び南オーストラリア州では17歳、ビクトリア州及びタスマニア州では、事情に応じて16歳又は18歳と定められている。一般に少女の同意は情交罪に対する弁明とはならないが、クイーンズランド州及び西オーストラリア州では、同意した少女が最低年令以上であると信じるに足りる相当な理由が男性側にあれば、それは弁明となる。ニューサウスウェールズ州でも、少女が当時は14歳以上であれば、同じような弁明は成り立つ。ニューサウスウェールズ州では、男性の年令はほとんど又は全く重要ではない。15歳の少年でも70歳の老人と同じように有罪であると判断される。これはしばしば不公平につながる。というのも15歳の少女がほぼ同年令の少年と性関係をもつことはめずらしくないからである。もしこの関係が警察に知られば一少女が妊娠すれば当然そうなるが一少女が少年に罪を着せることに反対しても、その少年は起訴され、禁固刑を言い渡されるかもしれない。少女自身も道徳的危険に身をさらした罪を問われ、州の少年院に送られるかもしれない。要するに、若者を大人の性的誘惑から守ることを目的とした法律が、しばしば若者自身に不利に働いているのである。

この点は二つの州において部分的に不承不承認められている。ビクトリア州では、



少女が被告と同年齢か被告よりも年上であることが証明されれば、16歳未満の同意した少女に関する情交罪は破棄されている。また同意した少女が16歳から18歳までの間である場合、被告が21歳未満であるが、少女が別の男性と以前に性関係をもったことがあれば、それは弁明となる。タスマニア州は、18歳未満の少女に関する違法情交の罪を示す言葉として「純潔を奪う」という古めかしい表現を保持している。同州では、被告自身が当時21歳未満であり、(a)少女が少なくとも16歳であると確信する理由があるか、又は(b)事実彼女が16歳になっており性交に同意していれば、それは弁明となる。

情交に関する法律は複雑であり、十代の少女はその無知から身を守ってやる必要があり、性関係においては男性が常に率先者又は誘惑者であると仮定されていた時代のおいがする。今日の現実はこのような情景と一致しない場合が多い。女性が承諾年齢よりも若く男性よりも大巾に年下であるか、精神的に障害がない限り、快諾した女性との性関係に法律上の刑罰を課すことを正当とする十分な理由はないように思われる。これまでよりもかなり早い時期に肉体的成熟が達成されていることからみて、勝手に定めた承諾年齢そのものも再検討してみる必要がある。

最後に、性の問題に関するその他の犯罪についても、簡単に言及しておいた方がよいかも。故意のみだらな露出の罪はホモだけに限定されているわけではない。これと似たような罪は、刑罰の点から言えばそれほど重くはないが、人の性器のみだらな露出であり、これは公けに見せるという意味に解釈できる。このため、1974年12月のある日シドニーの海岸で裸で日光浴していた42人の人々は、逮捕され、この罪に問われた。劇場で演技しているヌード俳優は危険を冒しており、ストリッパーも同じである。もっとも彼らは裸ている間じっと立っていれば、おそらく告発を免れるだろう。みだら又はわいせつな言葉を使用する罪には、公共の場所でわいせつな歌や民謡を歌うことも含まれる。似たような罪は、壁に落着きすることに関するものである。その他の形のわいせつ出版は、検閲法によって網羅されている。

前出の章で述べた売春に関する一般的な犯罪のほかに、他人の売春のかせぎで暮すという犯罪がある。これは承知の上でこのように暮している者に適用される。また売春婦と一緒に暮している男又はいつも彼女と一緒にいる男は、彼女のかせぎで暮して

いるわけではないことを証明できない限り、一般に有罪とみなされる。たとえその男が彼女と結婚していてもそうである。ぼん引きや売春斡旋業者はこのような告発を受けやすく、その知る限りにおいて売春の目的に使われている家屋の家主も同様である。家主が売春婦から法外な家賃を受け取っているという事実は、彼がその家屋の使用目的を知っており、従って彼が不道徳なかせぎに寄食しているという証拠になりうる。



## 第8章 移動の自由



## 第 8 章 移動の自由

旅行の自由は、言論の自由や交際の自由と同じように、基本的な人権と見なされるべきである。オーストラリア国内では、一つの場所から別の場所への移動は制限されていない。ただし、囚人や隔離の対象となる人々のようなある特定のカテゴリーの人々は例外である。より問題となる例外は、特にクイーンズランド州におけるアボリジニーに関するものである。しかしさらに大きな問題は、オーストラリアの出入国に関するものである。

### (1) 移住とパスポート

原則として、誰でも希望すれば自由に母国を去ることができるときであり、パスポートの発行は当然のことであるべきである。実際にはオーストラリアを離れるためにはパスポートは必要ではないが、このような国際的に受け入れられている身分証明書を持たない者は、おそらく他国への入国を拒否されるだろう。このため、航空会社や船会社はこのような者の輸送を極端にいやがっている。にもかかわらず、オーストラリアの法律では、パスポートの発行は、勝手な理由で、あるいは理由も告げずに、否定されうる特典なのである。外務大臣には、パスポートを発行するかどうかについて、あるいは発行した後であればそれを取り消すかどうかについての自由裁量がある。当局の決定に対する控訴権はない。

行政当局の裁量の論理的根拠は、パスポートは「本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護扶助を与えるよう関係の諸官に」正式に要請するものであるという事実に基づいている。実際にはこの要請はほとんど意味をもたない。すなわちこの要請は外国政府にいかなる義務を負わせることもなく、また困っている旅行者に対しオーストラリア領事館が援助を与えることを保証しているわけでもない。にもかかわらず、オーストラリア政府は、パスポートの発行に際しては責任をもって

行動しなければならないと主張しており、ある一定の基準が確立されている。通常パスポートは、裁判を逃れようとしている市民、裁判所の出国阻止命令を受けている者、あるいはある特定の状況の下では17歳未満の者には拒否されている。このような基準はある程度正当化されるが、たとえば警察に疑われているが、逮捕状も裁判所の出国阻止命令も出ていない者へのパスポート発行拒否の場合のようなある種の決定は問題にされるかもしれない。

さらに疑問であるのは、政治的理由に基づくパスポート発行拒否という当局の決定である。自由党国民地方党連合政府の下におけるその典型的な例は、オーストラリア生れのジャーナリストで外国に住んでいたウィルフレド・バーチェット氏の場合で、彼は母国への帰国を許可されなかった。もっと最近になって、労働党政府はバーチェット氏にパスポートを発行したが、クロアチア系のある特定の帰化した国民に同じような便宜を与えることに拒否した。特定の政権の政治的対立者に対するこのような差別は、パスポート発行に関する大臣の裁量をチェックする機構がなければ、広範囲に拡大するおそれがある。

## (2) 移住と国外追放

すべての国は他国の国民の入国を許すかどうかを決定する権利を有するということは、国際法で認められている原則である。ほとんどの場合、この決定は観光客に関するものであるが、永住を奨励するという伝統的政策をとっているオーストラリアのような国の場合には、この権利の適用範囲はもっと広い。これらの長期移住者の流入は、多くの変数、特に経済状態や社会の態度によって決定される。ここで白豪政策のような問題について論じることは場ちがいであるが、第二次大戦以来、移住するつもりの人々に対し、人種差別の他にしばしば政治的差別が行われてきたことは指摘しておいた方がよいかもしれない。

海外の主な移民局には、オーストラリア安全保障機構 (ASIO) の代表が配属されており、彼らが移住希望者の (左翼の) 政治観を選別する結果、多くの申込者が拒否

されているという推定は確かである。通常その理由は明らかにされず、何の発表も行われぬが、時折事例が明るみに出ることがある。たとえば、ロンドンに住んでいたイスラエル国民であるY・ブリナー博士は、アドレード大学の講師に任命されていたにもかかわらず、1961年にオーストラリアへの入国許可を拒否された。ブリナー博士はその10年以上前、彼が16歳の時に、パレスチナにおける英国追従反対集団（anti British Stern Gang）の一員であったと言われていた。彼や同じような立場の人々がその事件の再検討を求めて控訴できるオーストラリア裁判所はなかった。同様に、当局の一時入国許可の拒否という決定に挑戦する有効な方法は何もない。1970年にオーストラリアの芸能人であるデック・グレゴリー氏は、ベトナム戦争反対について話すことが予想されていたため、一時滞在者のビザの発給を拒否された。また1975年には、パレスチナ解放同盟の数人の代表が、彼らの申し入れている一時滞在はオーストラリア社会における分裂を激化させるという理由で、ビザの発給を拒否された。

オーストラリアに入国するすべての移住者は、入国許可証を所持していることが義務づけられており、これは一時滞在の場合も永住の場合も同様である。不法入国した移住者（たとえば離船した船員）や、期限切れまたは取り消された一時滞在許可証で不法入国した移住者は、入国禁止移住者として分類され、移民大臣の命令で国外追放される。この規定はかなり例外を認めないものであるが、大臣は移住者の不正行為に関連した国外追放についてもさらに広範な権限を握っている。いかなる移住者も、入国後5年以内に、精神病院又は慈善施設に収容されたり、少なくとも一年の禁固刑によって罰せられる犯罪又は売春に関する犯罪で有罪判決を受ければ、国外追放されるかもしれない。さらに移民法の規定は、英国臣民（又はアイルランド国民）である移住者と、帰化しない限り外国人と見なされるその他の者とを区別している。外国人は、実際又は未遂の暴行罪もしくは恐嚇罪で有罪判決を受けたり、他の犯罪で一年以上の禁固刑を言い渡された場合には、国外追放されるかもしれない。これはその外国人がいかに長くオーストラリアに住んでいようと適用される。

また大臣は、その人物の行いがオーストラリアに留ることが許されるべきではないと考えられるようなものであった場合、外国人であればいつでも、また英国臣民であ



る移住者であれば入国後5年以内に、その人物を国外に退去させる権限をもっている。もっと具体的に言えば、これはオーストラリア又は「その他の文明国」の既成政府の武力による転覆を主張する者、あるいは既成政府の廃止を主張する者又はこのような主義を宣伝する組織の一員である者を対象としている。この節で述べた理由のいずれかにより大臣が国外追放を命じることを提案した場合、当該者は自分のケースを弁務官（Commissioner）に検討してもらう権利がある。弁務官は少なくとも5年は続けている判事又は弁護士でなければならない。このような控訴権が認められているのはおそらくこのような条件で国外追放命令が求められることはめったにないからであろう。行政当局にとっては、前の節で概説した理由のいずれかで移民者を国外追放にする方がはるかに容易である。

外国人である移住者と英国臣民である移住者との間に存在する問題となりうる差別のほか、国外追放の規定には当局の気まくれや偏見を差しはさむ余地が大いにあることが明白である。不幸にも精神病で入院させられた移住者を国外追放にする権限は、このような病気が不治の病と恐れられていた時代の名残りであり、多くの人々は未だにこのような目で見ている。実際には、オーストラリアから追放された人々の大部分は、不法入国した者であるが、かなりの部分は犯罪行為で有罪判決を受けた人々で構成されている。後者のグループには、その犯罪が犠牲者を出さない性質のもの—特に売春やマリファナのような弱い麻薬に関する犯罪—を犯した人々が含まれており、このような犯罪のために国外追放が命じられる度合いは、大臣によって異なることもありうる。

大臣の裁量に対して独立したチェックを行う必要があることは、国外追放手続きがすばやく処理される傾向があるという点からも一層明らかである。移民法の下では、移民者の官吏は、入国禁止移住者の疑いのある者の家屋に立ち入り、令状なしで彼を逮捕することができる。その後、被疑者は尋問され拘留される。彼は逮捕後48時間以内に「定められた権威者」—通常有給治安判事—の前に召喚される権利がある。しかしこれは単に彼が入国禁止移住者であると推定するに足りる相当な理由があるかどうかを判断するためであり、それがすめば、大臣は国外追放命令を出すことができる。

弁護士による申立てを含む自分の権利についての被疑者の知識はおそらくごくわずかであり、彼は留置所又は刑務所に拘留されている間はほとんど何もできない。彼の友人は彼の居場所さえ知らないかもしれず、国外追放命令は数日の内に執行されることもありうる。弁護士、MP 又は市民の自由を守る会による大臣への陳情は緊要であろうが、その陳情を迅速に行うことが不可欠である。

1975年に連邦の行政控訴院法（Administrative Appeals Tribunal Act）は、関連事実と適用された基準の見直しによって、さまざまな行政当局の決定に対する控訴を扱うための機構の設立を規定した。裁判所の権限の範囲には、犯罪による有罪判決又は精神病院への収容を理由とする国外追放命令が含まれるが、このような控訴ができるのは、国外追放の脅しを受けた者がオーストラリア国民であるが、さもない限りオーストラリアに永住する権利のある者に限られている。これまでのところ同控訴院にはまだパスポートの発行又は取消しに関する決定を見直す権限は与えられていない。おそらくオーストラリアへの入国許可を拒否する当局の決定に対する控訴の権利を求めることは望みすぎかもしれないが、英国への入国については、国外から控訴することを条件に、このような控訴権が認められていることに注目されたい。

### (3) 帰化

オーストラリア市民権の付与に関しては、1975年以降、英国臣民又はアイルランド国民である移住者との間に、待ち時間における差別はない。すべての移住者はオーストラリアに3年間居住すれば、市民権を取得できる。ただしその他のある特定の条件が満たされていることが条件となる。大体においてこれらの条件は、申請者が好人物であり、年輩者については多少の例外は認められているか、英語の知識が十分にあり、オーストラリア市民の責任と恩典を理解していることである。

残念ながら、これらの条件だけでは十分とみなされない場合もある。市民権法の下では、大臣には市民権の申請を承認するかどうかについて絶対的な裁量がある。大臣は理由を明らかにせず申請を却下することができ、大臣の決定に対して控訴する権

利はない。1950年代及び60年代には、多くの帰化申請者がその政治観のために申請を却下された。彼らの申請の再三にわたる却下については何の理由も明らかにされなかったが、実際にはその理由は、彼らの政治的信念及び活動が時の政府にとって容認できないものであるということ—あるいはもっと正確に言えば、彼らは情報局員に不利な報告をされていたのである。ASIOの報告書は対外厳秘であり、申請者にはその報告書に何が書かれているかを知る方法はなく、それに反ばくする機会もない。

このように1950年代にシドニーで結成された「キプロス民族自決委員会」(Committee for Cypriot Self-Determination)のギリシャ人及びキプロス人メンバーは、前科もなく他の正式な帰化条件にも合致していたにもかかわらず、全員ブラックリストに載せられた。同委員会の書記は二ヶ月の海外旅行のためにオーストラリアを離れたが、のちに再入国許可を拒否された。同様にその後の10年間に「ギリシャ民主主義回復メルボルン委員会」(Melbourne Committee for Restoration of Democracy in Greece)の少なくとも5人のメンバーは、全員オーストラリア20年以上住んでいたにもかかわらず、帰化を拒否された。ギリシャ人だけに限定されていなかったこのような政治的処分がおそらく1973年に労働党政府が事件を同情的に見直すようになってから、市民権申請者の数が劇的に増えた原因であろう。帰化に関してはもはや政治的差別は行われていないようであるが、大臣の絶対的裁量が残されている限り、それは簡単に再開される。

市民権がないと、オーストラリアにおける外国人(英国臣民は除く)は、いくつかの資格を否定される。たとえば彼らは連邦又は州選挙における投票権が認められない。同じことは、南オーストラリア州及びビクトリア州を除く地方選挙にもあてはまる。また外国人は、オーストラリア政府及び一部の州の公務における永久雇用も否定されており、一部の専門職、職に弁護士業から締め出されている。国家安全保障に関する資料に接する機会があるという点から、このような制限のいくつかは正当化されるかもしれないが、その禁止はオーストラリアにおける永住を認められた人々や、市民と同じように税金を支払っている人々にも適用されるなど、明らかに包括的すぎる。一部の外国人には帰化したくないと考える正当な理由があり、(たとえば帰化により出

身国からの年金受給資格を失う場合など) 彼らを永久に, 国外追放の可能性を含む広範囲にわたる処罰にさらしておくべき十分な理由はない。

最後に, 1973年までは, 帰化したオーストラリア人でもある特定の理由で国外追放される可能性があったため, 生まれながらの市民と同等ではなかったことを指摘しておいた方がよいだろう。今ではこのようなことはない。また, 大臣の裁量で市民権のはく奪が許されるのは, 当該者が市民権の申請に際して虚偽の陳述をしたことをとがめられた場合だけである。



## 第9章 平等と少数派



## 第9章 平等と少数派

法の下における平等：すなわちすべての市民は、皮膚の色、出生国、性別、宗教、政治的又はその他の意見、あるいは社会的地位の相異に関係なく、同じ権利を有する資格がある、という理想に対しては、多くの口先だけの忠誠が払われている。実際はさまざまな方法で — 法律における公然の差別による場合もあるが、多くはもっと陰險なやり方で — 民主主義の理論から逸脱している。従って、浮浪に関する法律を除けば、オーストラリアの制定法の中に、貧しい人々に対する差別を見出すことはむずかしいだろう。それでも本質的には、富める者と貧しい者には別々の法律があるという古いことわざの中にはやはり真実がある。弁護士による申し立てという初歩的なレベルにおいてさえ、裕福な者は最も優秀な弁護士を雇うことができ、従って勝目は多い。もし敗訴して罰金を科せられても、彼なら支払うことができるが、1974年にニューサウスウェールズ州では、3,086人の貧しい人々が、罰金を支払えなかったために投獄された。これとは別に、前に非協調者として言及した人々以外にも、多くの少数派グループが偏見に悩まされている。

### (1) 女 性

その数から言えば、女性を少数派グループと考えるのは適切とはいえない。にもかかわらず彼女達は少数派に対して向けられているのと同じような多くの差別を受けている。雇用者は賃金や昇級の面で女性を差別している。これは公共民間両部門の雇用者全般について言える。公務員における既婚女性の雇用に適用されるその他いくつかの制限は、大部分の州で最近撤廃されたが、タスマニア州公務員法は依然として1974年に、特別な事情がある場合を除き、必要な任務を行うことのできる男性又は独身女性を任命することはできないと規定している。このような措置のほかにも、男性の保証人かいない限り、銀行やその他の金融機関が女性に貸出を行うことを断ったり、多く



のホテルで女性をバーから締め出すなど、さまざまなことが行われている。

1975年の南オーストラリア州性差別法は、性別又は婚姻状態に基づく差別を禁止している。これはたとえば、男性又は女性だけを対象とした就職案内に適用される。性別に基づく差別は一般に制定法には具現されておらず、ある州が長らくはっきりと女性を優遇している法律を維持してきたのは皮肉である。1918年の「ニューサウスウェールズ州初犯（女性）法」（NSW First Offenders (Women) Act）は、即決犯罪で起訴された女性で、以前に有罪判決を受けたことのない者は、傍聴人や報道関係者を締め出した非公開の法廷で審理を行うことを要求することができる」と規定している。この古い法律は、平等とは全く関係のない騎士道の概念から派生したものであった。この点に関して男と女を区別する十分な理由はなく、事実この法律はめったに実施されなかった。しかも刑事犯で起訴される女性は、男性よりもはるかに少ない。この法律が1975年末に廃止されたのは適切な措置であった。

もちろん性別に基づく差別は、特定の規則や慣行への言及によって示唆されるもの以上に広まっている。このような差別は、社会における女性の地位について男性ばかりでなく、女性も抱えている偏見や社会の態度と関係がある。それは、従来女の子にはふさわしいが、男の子にはふさわしくないと考えられてきた家庭や学校の環境と、その結果女性が男の世界の中で出世しようとする際に遭遇する不利な条件と切っても切れない関係にある。機会の不足は、社会的背景によって大きく左右されている。社会における解放は、その視界が工場やタイプ会社あるいは同じような境遇の男性との結婚に限られている女性よりも、中産階級の女性の方がはるかに容易である。このような複雑な要素は、ここでは十分検討することができない — それだけで一冊の本が必要となろう。ここでは、移住者が受けている権利の否定に関する次のような所見が女性にも同じようにあてはまり、女性の移住者の場合にはそれらが一層強調されているということを述べるだけで充分であろう。

## (2) 移住者

おそらくオーストラリアで最も大きな少数派グループは移住者であろう。実際には移住者の中にも多くの別々の民族グループがあり、特に英国人移住者とその他の者を区別する必要がある。全体的に、英国人移住者はオーストラリア国民とそれほど大差はない。特に、彼らには言葉の障害がない。英語圏以外の諸国からの移住者は、新しい言葉ばかりでなく、異なった文化に適応するという問題にも直面する。「移住者」という項目の下にここで考察されるのはこのグループである。これには、外国人の他に帰化したオーストラリア人も含まれる。というのも、市民権を得たからといって、これらの人々が受けている権利の否定の多くは取り除かれたわけではなく、ほとんどのオーストラリア人の目から見れば、外国語なまりは、市民権があろうとなかろうとその話し手が移住者であることを示しているからである。

1971年の国勢調査によれば、オーストラリアの人口の11%は、英国以外の外国で生まれた者である。これらの移住者の子供達を加えれば、その人口はかなり増加する。オーストラリア生れ又は英国出身の者と比べると、移住者は一般に教育水準が低く、不熟練又は半熟練労働に集中している。このため彼らは教育、雇用、収入、あるいは住宅事情などの、付随条件において不利な立場にある。特にオーストラリアに到着してまだ日が浅い間は、ある程度このような不利な事情は予想されるが、当局が情報や援助の利用手段を十分提供していないために、この問題は一層深刻になっている。社会制度や言葉が移住者の慣れ親しんできたものと異なる国にいるということから生じる自信喪失によって、貧困による圧迫感が一層強められている。

このような問題は多くの分野に現われているが、ここでは市民の自由に関するものだけをとりあげることとする。まず第一に、全般的な犯罪率はオーストラリア生れの人々よりも移住者の場合の方が低い。ある特定の民族グループが特に危険にさらされているいくつかの犯罪があることは注目に値する。これは特に不快な言動のような路上における軽犯罪について言えることであり、たとえばイタリア人の生来の激しやすい性格は重要な要素となりうる。ギリシヤ人は、賭博罪による有罪判決率が比較的

高く、トルコ人は公道における放尿に関する罪で有罪とされる率が高い。このいずれの場合も、その犯罪は移住者の母国ではごく普通の習慣から成るものである。このような事柄に関しては、特に移住者に法の適用免除を与えるべきだということを示唆しているわけではないが、自動的に起訴する代りに前もって警告を与えておくことは可能であり、法律の要件について移住者を教育する努力が行われるべきである。そのような法律があるとは知らなかったということは弁明にならないという金言は法律の微妙な点かもしれないが、ある人がその法律がどのようなものであるかを知っているとは考えられないような情況に適用されれば、それは不公平となる。

逮捕された移住者は、同じような立場のオーストラリア人が直面するのと同じような問題に直面するが、移住者の困難は習慣や言葉の理解不足によって増幅される。たとえば、イタリア人は、逮捕者はほとんどすべて指紋採取するというオーストラリア警察の慣習によって非常に動転するかもしれない。なぜなら、イタリアではこれはきわめて凶悪な犯罪で起訴された人々だけに限られているからである。保釈の手続きも誤解される場合が多い。例えば、移住者は警察署で彼から取り上げられた金は罰金であり、彼に与えられた一枚の紙切れ（罪状の審理のため翌朝出廷するよう通告したもの）は単なる罰金の領収証であると信じることもありうる。もちろんこのような困難はある程度、警察側が逮捕者に対してとりがちな無愛想な態度を改め、辛棒強く説明するよう努力することによって克服できる。

英語の理解力が足りない移住者のための通訳からは、一層深刻な問題が生じうる。移住者が警察署で尋問を受ける場合、尋問担当官は、被疑者に言われていることを正しく理解していないという可能性を無視しかちてある。代って尋問の手助けをするために通訳が呼ばれることもありうる。通訳はその目的のために政府によって雇われた民間人である場合もあるが、おそらくほとんどの場合は、概ね移住者の二世で二国語を話す警察官であり、両親から教わったその外国語についての知識は、おそらくほんの基礎的なものであろう。にもかかわらず、警察はこのようなあやふやな通訳を通じて、起訴された移住者によって署名された調書を確保する場合が多い。この調書は法廷で利用される。専門家による正確な通訳がきわめて重要であるということは、ユー

ゴスラビア人が殺人罪で起訴されたあるシドニーの判例によって例証することができる。セルビアクロアチア語では、それぞれ `murder` (「謀殺」) `slaying` (「虐殺」) `killing` (「殺害」) 又は `manslaughter` (「故殺」) を意味する多くの言葉がある。この事件に関する裁判で提示された調書は、両親が方言を話す警察官によって作成されたものであった。被告側の弁護人は、この通訳のセルビアクロアチア語に関する知識はきわめて不十分であることを証明することができた。特にその警察官が被告に、彼は「殺人 (murder)」罪で起訴されることになっていると告げた時、彼は実際には非常に異なった概念である「虐殺」(slaying) という意味の言葉を使ったのである。

たとえ通訳がその仕事において非常に有能であっても、彼の任務は単なる仲介者であるべきである。警察の通訳からはこのような中立性は期待できない。なぜならその第一の関心はできれば被疑者を確定することだからである。裁判所が利用する通訳に対しても同じような異議が出されている。彼らは警察官ではないが、常に警察官と一緒に仕事をし、しばしば彼らに加担する傾向があるからである。いずれにせよ、治安判事はわざわざ通訳を呼ぶようなことはしない。彼らは自分の裁量でそうしようと思えばできるのであるが、一部の治安判事は、移住者が住所や職業に関する簡単な質問にすらすら答えたというだけで、その移住者が通訳なしでも英語を理解できるだろうと簡単に納得しがちである。

通訳などは必要とされるべきではなく、移住者は英語を学ぶべきであり、そうしなければ、それは彼ら自身の責任であると論じることもできるかもしれない。しかしこのような議論はいくつかの事実を見逃している。すなわち、移住者は英語の知識について何も条件をつけられずにオーストラリア入国を許可され、又は奨励されているのである。彼らの中には年寄りや、母国語さえ読み書きできない者もあり、彼らに英語を学ぶことを期待するのは穏当ではない。また、日常生活における話し言葉の理解と法廷において有罪の評決と無罪の評決との違いを生み出すかもしれない言葉の正確さとの間には大きな違いがある。法は、単に被告の母国語が英語でないために不利な扱いを受けるべきではないことを要求している。もちろん移住者は自分で通訳を雇うこともできるが、そうすれば彼はその通訳の料金を支払う責任がある。治安裁判所が通

訳を用意する場合、移住者はもし有罪判決を受ければ、おそらくその犯罪に対する罰金のはかに通訳の費用も負わされることになるだろう。

当惑した移住者に与えられる不当な扱いは、シドニーに住むウクライナ人の移住者で、ほとんど英語を話せないブロニスラフ・チルチンスキー氏の事件によって例証されている。1969年のある夕方、職場から車で帰宅する途中、彼は論争と乱闘に巻き込まれ、その結果彼は逮捕され、駅長に乱暴した罪で起訴された。翌朝、治安判事の前に引き出され、何か言うことはあるかとたずねられた時、チルチンスキーはただ、「私には何が起っているのかわかりません」と答えた。治安判事は、被告は内科と精神科の治療及び報告のために14日間再拘留されるべきであると決定した。14日間がすぎると、チルチンスキーは再び出廷した。今回は、治安判事の前に刑務所の精神科医からの報告書が届いており、同医師は、要するに自分にはチルチンスキーの言っていることが理解できず、通訳を同席させるという恩典が与えられなかったので、チルチンスキーが精神病であるかどうかを判定することはできないと書いてきた。そこで治安判事は通訳の助けを借りて精神科医の報告書を入手することができるように、チルチンスキーをさらに14日間ロング・ベイ刑務所に再拘留した。

その間、チルチンスキーは誰とも連絡をとることができなかった。彼には家族も弁護もいなかったのである。しかしその時点で、チルチンスキーが説明もなく家から、いなくなったことを心配した隣人か、何とか彼の行先をたどり、事態をCCL（市民の自由を守る会）に報告した。CCLは弁護士を通じて、再拘留を解き、50ドルの保釈金でチルチンスキーを釈放する手はずを整えた。またCCLの弁護士はチルチンスキーが最初の暴行罪で別の治安判事の前に出頭した時、彼の弁護を引き受けた。暴行罪は証拠ありと認められたか、刑罰を科せられず棄却された。ところで、通訳の同席の下に行われた面接に基づいて作成された別の精神科医の報告書は、チルチンスキーは精神病ではないと結論を下した。彼は要するにその英語の理解力が乏しく、穏便な言い方をすれば、非常に「鈍感な」人々によって扱われたために、3週間以上も刑務所で過ごし、その賃金を失ったのである。

驚いたことには、その後ある新聞記者が、それでもまだオーストラリアが好きかど

うかという質問に対する答えの中で、チェルチンスキーが「ええもちろん。良いところで、気候もいいし、給料もまあまあだし、家の支払いも済んだし。オーストラリアは好きですが、このようなトラブルはもうごめんとす」と言った言葉を引用した。

(シドニー・モーニング・ヘラルド紙、1970年1月22日) 明らかにオーストラリアは時には受けるに値する以上にすばらしい移住者を得ているようである。

### (3) アボリジニー

明らかに、オーストラリアにおいて最も不利な境遇にある民族は、最も古い民族一すなわちアボリジニーである。アボリジニーの場合は、移住者を苦しめている権利の否定のほとんどすべてが大幅に増幅されている。アボリジニーで十分な教育を受けたり、資産を獲得できる者はきわめて少ない。彼らの生活状態や健康はおどろくほど標準以下である。また政府による福祉資金の割当ての増額は必要ではあるが、それだけでは権利はく奪の悪循環を断ち切る望みはほとんどない。従って、民族の威厳や文化の本来の姿を保つ方法を必死にさがし求めることに闘争的になっているアボリジニーが増えていることは決して驚くべきことではない。

実際には、公然と（うわべは彼らを保護するために）アボリジニーを差別していた多くの連邦法及び州法は、1960年代に撤廃された。しかし多くの場合、彼らの現実はそのまま一般に貧困と結びついた人種又は皮膚の色に基づく差別的慣行の形で残っている。司法行政に関して言えば、有給治安判事や裁判官の中にはアボリジニーは一人もいない。1974年になってはじめて、二人のアボリジニーがオーストラリア政府の管轄内の特別治安判事に任命されたが、彼らの権限は主として再拘留、保釈申請及び令状の発行に限られている。アボリジニーが裁判官になっていないのは、彼らに教育資格がないためであると言えるかもしれないが、このような議論は、アボリジニーの人口がかなり多いアリス・スプリングスのような地域においてさえ、彼らがめったに陪審員に選ばれていないという事実の説明にはならない。教育水準の低さは、陪審員に白人を含める場合には障害にはなっていないのである。しかし陪審員のリストは、ア

ホリジニーを除外する目的で作成されていることは明らかである。法廷では、黒人の被告人は、アボリジニーの習慣や生活様式を全く考慮に入れていない白人の犯罪と処罰の概念に直面することになる。

文化的相異は訴訟において重要となる。アボリジニーははっきり物を言えず、英語のニュアンスを理解できない場合が非常に多い。また、彼らは長い間白人の権力を受け入れ、白人の思い通りにするよう訓練されてきたため、アボリジニーの被告は法廷では検察官が望んでいると思われるような言い方で質問に答える傾向がある。「アボリジナル・リーガル・サービス」の努力はアボリジニーの立場をかなり改善してきたが、この種の問題は未だに未解決のままである。その結果は犯罪統計に現れている。南オーストラリア州の現状に関する調査によれば、同州の全人口に対するアボリジニーの比率は1%以下であるにもかかわらず、1968年-69年における全刑務所入所者の25%はアボリジニーであった。

全ての州において、アボリジニーは、浮浪、酩酊、不快な言葉の使用などの軽犯罪で逮捕された人々の数が不均衡なほど多い。差別を一層よく示しているのは、このような犯罪で有罪判決を受けた場合に、アボリジニーが並はずれて重い刑罰を言い渡される度合いが強いことである。驚くべき不平等は1973年にニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局によって行われた調査によって明らかにされた。同調査は、ありふれた即決犯罪に関する全ての訴訟においてニューサウスウェールズ州の治安判事の科した刑罰を分析した。これらの判例の最初の分析では、一般に判決はシドニー首都圏よりも地方都市の方が厳しいことが明らかにされた。たとえば、地方裁判所で浮浪罪により起訴された人々の73%は禁固刑を宣告されたのに対し、シドニーの裁判所で扱われた人々の場合はわずか40%にすぎなかった。これらの数字は、アボリジニーであるかどうかに関係なく、この罪で起訴されたすべての人々に関するものである。従ってアボリジニーが他の人々と差別されていたかどうかを見るために、同局はアボリジニーの人口が多い地方の統計をそうでない地方のものと比較した。

その結果は、治安判事による判決に驚くほどの差があることを示している。アボリジニーの多い地域を管轄している裁判所で浮浪罪で起訴された被告人の90%は禁固刑

を宣告されたのに対し、他の地方の裁判所の場合は71%であった。アボリジニーの多い地域の裁判所で不快な態度で起訴された被告人は他の地方都市の被告人よりも禁固刑を受ける可能性が7倍も多く、シドニーの場合よりも6倍も多かった。不快な言葉を使用した罪の場合もほとんど同じことが言える。また酩酊の場合は、その差が最も著しく、アボリジニーの多い地方の裁判所は、支払い不履行に対して罰金と24時間又は48時間の禁固刑を科す場合がはるかに多い。

このような刑罰の差についての部分的説明として、当局は地域社会の基準が所によって異なり、地方都市の犯罪者の方が大都市の場合よりも「見立ち」かつ知れ渡り、大都市で保護観察やその他の福祉事業が利用できるということは、大都市の方が禁固刑に代る刑罰が一層実現可能であることを意味していることを指摘している。おそらくそうであろうが、この意見はアボリジニーの多い地域とその他の地方都市との差を説明していない。もっとも、被告が黒人であるか白人であるかによって地域社会の基準が異なるのであれば話は別である。また、たとえばダボに住むアボリジニーにとって、彼が刑務所に送られるかもしれないのに、シドニーの同じような被告がより寛大に扱われているのは、ただ単にシドニーには保護観察制度があるがダボにはないという理由からだけであるということを知ったとしても、あまりなくさめにはならないだろう。シドニー中央小治安裁判所自体においても、1972年にアボリジニーは、同裁判所の管轄地域における彼らの人口比率の点から予想される数の17倍もの有罪判決を受けたことが知られているので、このような議論の有効性は一層疑わしい。

オーストラリアの検察当局、裁判所及び刑務所は、種々の犯罪者の扱いを差別している。多額の金や環境汚染に関する罪を伴う「ホワイトカラー犯罪」は、浮浪罪のような軽犯罪よりも軽いと考えられる場合が多い。逆に後者のような犯罪は都市よりも地方においてよりきびしく扱われている。そして社会階層の底辺にいるのがアボリジニーで、これは都市に住んでいようと地方に住んでいようと変りはない。アボリジニーには単に処遇における平等だけでなく、米国の黒人が1950年代以降その地位を向上させてきた時と同じようなやり方による彼らに有利な差別をも与えるべきであるという非常に強力な主張がある。



このような性質の建設的差別は、当該社会グループ又は民族グループによる基本的自由の平等な享受が達成された後は、恒久的なものとならないことを条件に、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際会議」( International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination ) によって承認されている。アボリジニーに関しては、明らかに彼らを保護するために定められた規則がしばしば逆の目的に利用されることもあるので、注意が必要である。たとえば、アボリジニー保護地への白人の立入りを拒否するために北部特別地域の社会福祉局長に与えられている権限は、時に、事実を直接その目で確かめれば当局の行政に批判的になる可能性のある人類学者とアボリジニーとの接触を妨げるために利用されてきた。クイーンズランド州の現状は、白人ばかりでなく保護地にいる親類を訪ねたいと思っている者を含む一部のアボリジニーにさえ保護地への立ち入りを禁止している点で、一層制限的である。クイーンズランド州政府は、この排除の権限は保護地のアボリジニー評議会によって行使されていると論じることによってこの権限を正当化しているが、実際には住人の「アボリジニー及び離島振興局」( Department of Aboriginal and Island Advancement ) が支配的である。

「クイーンズランド州アボリジニー及びトレス海峡島民法」は、かつてオーストラリア全土で適用されていた公然たる人種差別を証明するものとして残っている。同法は主として約3万人の保護地に住むアボリジニー及び島民に関するものである。アボリジニー法及びその規定の下では、アボリジニーはアボリジニー評議会及び保護地の管理人又は地区警官の満足のいくようにふるまわなければ、保護地から立ち退かされる場合もある。さらに、規則違反の罪に問われたアボリジニーは、裁判所の同意が得られた場合を除き弁護士による申し立ての権利も与えられず、司法資格のない治安判事によって運営される原住民裁判所に引致される。そして有罪判決に対する控訴は上級裁判所ではなく、地区警官又は派遣判事にしか認められていない。規則によって定められている犯罪はしばしばとるに足らないものであり、一般に個人的行動を抑圧するものである。

このような市民の自由の侵害のほかに、クイーンズランド州の保護地に住むアボリ

ジニーは、ある種の強制労働を強いられることもありうる。すなわち彼らは保護地の管理人によって指示されるような仕事をすることを要求されているのである。もう一つの法律上の制限はアボリジニーの財産に関するものである。1974年までアボリジニーの財産は、彼の同意を得なくても地区警官が管理することができた。その後1974年11月になって連邦法の機先を制する動きとして、クイーンズランド州議会は、治安判事を証人とする通知書を提出すれば、アボリジニーがその財産の当局による管理を停止することを認めるよう同法を修正した。

1967年の国民投票後、オーストラリア政府はアボリジニーについて州との同時立法権を獲得し、1975年には連邦政府の「アボリジニー及びトレス海峡島民法」(クイーンズランド差別法)が可決された。もともと同法はクイーンズランド州のアボリジニーの個人の権利に対する多くの制限を取り除くためのものであった。しかし同法案の一部の条項は、上院の野党によって骨抜きにされてしまったため、主な確実な効果は、訴訟におけるアボリジニーの立場の改善だけである。このように彼らは現在では、原住民裁判所で起訴された場合、弁護士による申し立ての権利が与えられている。

クイーンズランド州のアボリジニーはおそらく今後も基本的な市民の権利を与えられず、今後しばらくは、劣等民族として扱われるだろう。アボリジニーは、非常に小さな少数民族グループであるため、その政治的影響力とはとるに足りないという悲劇的な立場にいる。



## 第10章 無防備の少数派



## 第10章 無防備の少数派

リベラルな見方をする人々は、前章であげた少数派は差別されるべきではなく、法の規則は彼らにも他の階層にも平等に適用されるべきであるという意見に賛成するだろう。しかしその他のいくつかの少数派に関しては、このような世論もくずれてしまう。特に、子供、囚人及び精神病患者はほとんどの場合、それほど一般大衆の反対を受けることなく容認されている市民の権利を奪われている。権利のはく奪は一般に正当化されると見なされており、その賛成論についての批判的な検討はほとんど行われていない。

### (1) 子 供

明らかに子供は大人と同じではない。肉体的にも他の面でも、子供は未熟であり、就職できる最低年齢のように、彼らについて何らかの制限を設けることは穏当である。大人の中には生涯未熟なままの者もいるという事実はさておき、確かにこれは子供がいつ未熟でなくなるかという疑問を投げかける。しかし未熟を根拠とする議論は通常家庭又は学校において、子供には事実上何の権利もないという意味にまで拡大されている。この意見には制限条件が付いている — たえば親又は教師が子供にひどい傷害を与えれば、その被告人の起訴につながるかもしれない — が、一般に子供はその両親の付属物とみなされている。彼らは両親に「属し」、両親に感謝することが求められている。

この概念からは当然の帰結として家庭及びその延長である学校における強制と処罰が出てくる。強制は肉体的なものばかりでなく観念的なものも含む。子供は両親と同じ宗教の中で育てられる。実際親がこの点を主張するのは、子供は所有物であるという仮定を示している。子供が自分で考え自分で選択できる年齢に達するまで、ほとんどの親は子供の教化を免れる権利を認めない。この同じ親達か、何人も自分の選んだ

宗教を持つ又は取り入れる自由を損うような強制を受けるべきではないという意見に賛成するのは皮肉である。実際には、強制と子供に価値体系を植えつけることは大差かないのである。

両親にその価値観に従って子供をしつけ教育しないよう期待することは非現実的かもしれない。このようなしつけの厳しさと処罰に頼ることは別の問題である。子供はある種の権利を正当に主張できる一人の人間である。もっともこのような権利の主張は、6歳と16歳では異なるかもしれない。にもかかわらず子供は自分に代って行われる決定の前に相談されることはめったにない。子供は自分に影響のある決定について責任をとることを認められることはほとんどなく、そのようなことをすれば罰せられる場合もある。極端な例をあげると、ティーン・エイジャーがその家庭の状態に耐えられないために、正当な理由があって家出する場合があるが、その少年又は少女は裁判所命令によって「手に負えない者」と宣告され、その結果施設に監禁されるかもしれない。

子供の責任の否定の最も決定的な形は学校において見られる。強制される訓練の程度は学校によって異なるが、一律的訓練が標準である。不当なほど多人数又は雑多なクラスを抱える教師が直面する困難を考えると、これはある程度許されるかもしれないが、たからといって、服装などに関するつまらない、いらだたしい制限が多いことの説明にはならない。体罰又は放校の是認によって裏打ちされた独裁権に直面して、生徒達は従うことを強制されている。むち打ち（これは暴行とみなされうる）のような不当な扱いに対する苦情が留意されるのは、おそらく親が子供に味方する場合だけであろう。生徒は学校の運営方法について実際には何も発言権がないにもかかわらず、卒業すればたちまち、民主主義社会において個人としての役目を果たすよう求められる。実際彼らはおそらく自分達が育てられてきた時と同じ独裁主義的無慈悲な態度をとり、それを自分の子供達に伝えることになるだろう。ひとつだけ希望がもてるのは、南オーストラリア州の中学生徒会のような代表制の生徒会の結成である。

子供の市民としての自由に対するきびしい制限の現状は、各州の児童福祉法を見れば確認できる。これらの法律は、苦境にある子供達に養護及び保護を提供するために

定められたものである。孤児を養護施設に収容することはその明らかな例であるが、その範囲はそれよりもはるかに広い。ニューサウスウェールズ州の法律は、18歳未満の者で、放任されている、または手に負えないと考えられる者、あるいは刑事犯に問われた者は、保護し児童裁判所に引致することができる点で、かなり典型的なものである。少女の場合、「放任されている」又は「手に負えない」という表現は、当局の言い方では、彼女が「道徳的危険にさらされている」—すなわち、彼女が伝統的な性道徳律を犯した—ことを意味することが多い。親又は保護者はもとより官吏又は警察官でも、子供が手に負えない者であると宣告するよう裁判所に要請することができる。子供が刑事犯に問われても、それはただ路上で不敬な言葉を吐いただけのこともあれば、もっと重大な窃盗や暴行の場合もある。しかし法的には、ある一定の年齢（ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州では8歳、南オーストラリア州では10歳、その他の州では7歳）以下の子供は、その行為に対して刑法上責任を問うことはできないと仮定されている。この年齢から16歳までの年齢の子供は、状況によって刑法上責任を問われる場合もあれば、問われない場合もある。

児童裁判所の判事は、子供が犯罪を犯したり又は放任されていたり、手に負えないと判断したのちは、けん責や保護観察つき釈放から、子供を州の施設に収容する命令にいたるまで、数多くの方針のなかから選択することができる。このような収容命令は一定期間を指定する場合もあれば、一般収容命令の場合もあり、後者の場合は、大部分の州では子供が18歳以上の年齢に達するまで福祉局の保護の下に拘留されることを意味する。子供の親は一般収容命令の意味を理解していないことが多い。時には母親が数週間施設に収容されれば子供にとって良い教訓となるだろうと考えたりするが、実際には一般収容命令は不定期禁固刑なのである。命令に対する控訴のために認められている21日間の期間が過ぎれば、定められた年齢に達する前に子供を拘留から釈放する権限をもっているのは福祉局だけである。ニューサウスウェールズ州及びタスマニア州では、裁判所に戻って命令の見直しを求めることは不可能であるのであるが、他の州では特定の状況に限りこれが認められている。

これは、CCLの記録から抜き出されたあるケースによって例証されているように、



子供に対する法外な差別である。ある11歳の少年は、ある家を訪問中に26ドルを盗んだかどて有罪とされた。大人の場合、もし初犯であれば、おそらく少額の保釈金を積んで釈放されただろう。しかるに児童裁判所の判事はこの子供に対して一般収容命令を出したのである。こうして、ニューサウスウェールズ州の児童福祉局には、その少年を最高7年間拘留する権限が与えられたのである。

すべての州には児童裁判所があり、その管轄範囲は、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州及び西オーストラリア州では18未満、その他の州では17歳未満の子供を対象としている。これらの裁判所における裁判は一般に公開されておらず、報道陣も裁判について報道することを許可されていない。手続きは大人の裁判の場合ほど形式的ではなく、児童裁判所の判事には、より広範囲の裁量を与えられている。これらはすべて子供のためにとられた措置であるが、その結果、子供は刑事裁判所で通常与えられている保護手段を奪われている。報道関係者や傍聴人の欠席は、児童裁判所の中で起っていることが、ほとんど外部にもれていかないことを意味する。法廷での事件の審理を待つ間、子供達は大人の場合のように保釈金を払って釈放されるのではなく、道徳的危険にさらされた疑いがある場合には、屈辱的な検診を受けさせられることもありうる。法廷においては、大人の被告よりも一層必要であることは明らかであるにもかかわらず、子供又はその親にはめったに弁護士はつかない。自分に不利な証拠をあげる警察官を反対尋問する権利を行使することを子供に期待するのは馬鹿げている。

これは、大部分の児童裁判所の判事がきびしいということをはのめかしているわけではない。彼らの多くはわざわざ面倒を忍んで親切にしており、一部の若者達は明らかに本当の意味での犯罪者である。それでも、すべての子供には正当な裁判手続きの恩典が与えられるべきである。児童裁判所の略式手続きは、成人の裁判所では規則違反として退けられるような尋問を可能にする。また判事は時にはその子供が申し立ての意味やその結果を理解できないことを知っているはずであるのに、進んで子供の有罪の申し立てを受入れようとする場合もある。判事の中には物わかりが悪く道徳主義的態度の者もいる。要するに、児童裁判所においては、不公平や圧制の余地が比較的

大きいのである。

南オーストラリア州の制度は他の州よりもかなり優れている。同州では、子供が16歳未満で初犯の場合に、万引などの苦情を検討するために、しろうとから成る青少年援護団 (Juvenile Aid Panels) が設立されている。援護団はその事件を青少年裁判所へ回す代りに、子供に助言を与え、もう一度チャンスを与えることができる。アデレード青少年裁判所では、子供とその親に、彼らの権利と法廷でどのようなことが起るかについての基本的情報を記載した注意書が与えられる。また1972年の南オーストラリア州地域社会福祉法は、親は子供を福祉局の保護と管理の下におくよう大臣に申請することができ、大臣はその子供がそうしなければ放任され手に負えなくなるかもしれないと納得すれば、そのような趣旨の命令を出すこともできるが、15歳以上の子供に対しては、子供自身が同意しない限り、そのような命令を出すことはできないと規定している。このように、自分の運命について相談されるという子供の権利がある程度認められている。

州の収容施設が人間らしく運営されていれば — たとえばそれらが小住宅形式をとり、各戸に6人の子供達が収容され、できるだけ普通の家庭環境を提供することに心を砕いている思いやりのある人々の監督の下に置かれていれば — 子供を州の保護に委託することは、子供の観点から見れば、それほど重大なことではないかもしれない。残念ながら、このような理想はめったに達成されない。もっともこの点についても南オーストラリア州は先頭を切っており、熱心な福祉省の職員はあまり官僚的規制を受けていない。しかし一般に、州の児童収容施設は大規模で、その雰囲気は抑圧的で権力主義的である。そこではしばしば軍隊まがいの訓練が行われ、普通の学校から隔離され、教育よりもしつけ — 女子の場合の洗濯作業のような最低の形の労働におけるしつけ — に重点が置かれている。これらの施設に共通しているのは、仕事を怠けたり、きたない言葉を使ったり、強制的な礼拝において不敬な行為にふけったりする罪に対する罰を恐れることである。

子供達がこれらの大規模な施設で一つだけ確実に身につけるのは、言われた通りにするという事である。もし彼らが反抗的であったり、物を考えない機械の一部とし

て規格化されることに反対すれば、彼らはおそらくそうでなかった場合よりも一層長くそこに引き留められるだろう。子供が大臣の保護と管理に委ねられている場合には、大臣の権限は絶対的なものである。すなわち彼は子供をどこにどの位長く住ませるか、また両親や他の訪問者との面会やコミュニケーションを許可すべきかどうかを決定することができる。逆に、大臣はおそらく何年も経ってから、子供を愛情深い養護施設から連れ出して無慈悲でかまってくれない生みの親の元に帰すことを許可することもできる。

もちろん、これらの問題に関する福祉省の決定は必ずしも間違っていない。大きな難点は、それらが公衆の吟味と参加を受け入れず、子供自身も全く相談されないことである。たしかに、非行少年や貧しい子供達や情緒的に障害のある子供達をどうするかという問題は非常に切実なものであるが、その解決は処罰の中には見出せない。それは更生の問題 — すなわち創造的な方法で子供達の成長をはげますこと — である。児童福祉省を支配している道徳哲学は、現代の教育理念と一致しておらず、そのため子供達は苦しんでいる。その数は決して少なくない。1974年にはニューサウスウェールズ州だけで、青少年犯罪者のための施設が34ヶ所あり、3,400人の青少年を収容していた。これは州の刑務所に収容されているある一日の囚人の数とほぼ同数である。

## (2) 囚人

州の子供のための施設と大人のための刑務所との間には密接な結びつきがある。この結びつきは、入所者の条件の点だけでなく、一方の施設で育つことがしばしばもう一方の施設における留置につながるという事実においても見られる。多くの子供達は当然にがにがしい思いを抱いて施設を出、しばしば乱暴なやり方でその感情を社会に向けて吐き出す傾向がある。ニューサウスウェールズ州の犯罪統計調査局は、12ヶ月以上の刑期を勤めている1,000人の囚人について調査した結果、彼らの3分の1以上は、6歳から18歳までの間に孤児院または養護施設ですごしたことがあることを明ら

かにした。これら1,000人の男達の5%は、青少年施設で7年以上すごしたことがあった。その結びつきは北部特別地域において最も明瞭である。同州には青少年犯罪者を収容するための適切な施設がないため、彼らはダーウィンのフェニー・ベイ刑務所に収容されているのである。少なくとも同刑務所が1974年のサイクロンで破壊されるまではそうであった。

刑務所改革論者は、オーストラリア国内の他の古くなった刑務所も自然の原因によって破壊されればよいと思うだろう。犯罪者を更生させ犯罪から引き離すための手段としては刑務所は失敗であるということが徐々に認められつつある。このため裁判所は禁固刑以外の刑を科すことが多くなってきている。適当な場合には保釈金または保護観察による釈放の方が好まれており、週末禁固刑や労働時釈放制度（Work release scheme）のような全期間禁固に代る方法が好まれている。しかしオーストラリアでは、このような傾向はまだ実験的なものと見なされており、スカンジナビア諸国やオランダの現状ほど完全なものではない。たとえば、1975年2月に、ニューサウスウェールズ州で労働時釈放制度に従事していた囚人は、わずか49人にすぎなかった。多くの刑務所農場やその他の「解放的」施設の設置にもかかわらず、典型的なオーストラリアの囚人は、ペントリッジ、ロングベイ、ボゴ・ロードなどの刑務所のような陰気で近づくことを許さない大建築物の中に留置されている。各州には、州の囚人人口の40%（ニューサウスウェールズ州）から79%（タスマニア州）を収容する中央刑務所が一つある。

刑務所制度の悪影響を認めている一部の人々は、刑務所の全廃さえ主張している。このような議論の是非はさておき、刑務所は今後も長く利用されるだろうという推定は間違っていないだろう。従って実際上の問題は、すでに言及した方針に沿って、刑務所に収容する人々の数をできるだけ限定し、この限定された犯罪者集団を適切に扱うことである。何が適切であるかについての意見は大きく異なる。両極端の一方にいてのは懲罰的扱いを要求する強硬派である。メイン・ニッケレス警備保障会社の総支配人であるジャック・アシュビー氏は次のように述べている。

法律違反者は悪人ではなく、ただ病気のなだけという前提を用いて、学者、社会改

良家、一部の治安判事や裁判官、それに一部の看守さえ、犯罪者を厳しく統制することをいやがる気持を明らかにしている。このような気持、この20世紀の奇妙な上品ぶった行為は、保釈、保護観察及び仮釈放の利用の急増において例証されている。

(シドニー・モーニング・ヘラルド紙、1975年1月1日)

より穏健な態度は、ジョン・マジソン氏がニューサウスウェールズ州の刑務所担当(当局の婉曲な言い回しを用いれば「矯正施設」担当)の大臣であった時に表明したものである。彼の見解では、厳しい扱いの方が犯罪者を改心させ、犯罪者になりそうな者を思い留まらせることになると広く一般に信じられていることは、過去の刑罰哲学の名残りであるという。この説とは逆に、1974年にロング・ベイ刑務所に厚いコンクリートの独房を建設することに対する国民の反対を拒絶したのもこの大臣であった。このコンクリートの刑務所の中の小さな独房は、囚人の最大限の隔離を確保するように設計されている。そこには窓も照明もなく、空気は人工的に供給されており、ドアは自動的に操作され、食事は壁面の落し戸から差入れることができる。このような状況では、囚人はおそらく閉所恐怖症や急性感覚マヒにおちいるだろう。要するにこれは心理的ごう問であり、精神障害を引き起こすことが予想される。

このように残虐な扱いについての公式の弁明は、脱走を企てると思われる手に負えないタイプ及び仲間の囚人に襲われやすいタイプの囚人のために、最大限に安全な条件が必要であるというものである。たしかに刑務所にはきわめて危険な人物もいる。しかし当局の論理的根拠は、どの囚人も最終的には釈放され普通の生活に戻ることが許されるという事実を無視している。そのような期が来た時に彼らが野性動物のようになっていることは、彼らのためにも社会全体のためにもならない、刑務所は禁固刑を宣告された人々のためのものである。自由のはく奪は問題の本質であり、刑務所の方針は、服役中の更生を目ざすべきである。たとえ囚人を他の仲間から隔離することか必要であっても、隔離環境を快適で人道的なものにすることについては多くの言い分がある。このような考えを、甘やかしてあるとあざける批評家達は、飢餓状態にある場合を除き、刑務所がいかにか快適でも、自由を禁固と交換したいと思う者は誰もいないだろうという点を見逃している。

刑務所における肉体的条件よりもさらにひどいのは、おそらく一般に刑務所が下劣なやり方で運営されていることであろう。その目的は囚人の気力をそくことである。彼らは物として扱われ、彼らの名前さえ番号に代えられている。彼らは独断的な命令に従わされ、看守になぐられることさえある。これは当局の否定にも拘わらず、1970年及び1974年にバースト刑務所でたしかに起っている。仮に囚人はある程度統制されなければならないとしても、その方法や規定の多くは息のつまるようなものであり、不必要である。ニューサウスウェールズ州はその好例であろう。同州の刑務所法の下では、矯正施設長官（Commissioner of Corrective Services）が刑務所管理のための規制を定める権限を持っている。事実 108 の刑務所規定のほか、さらに 281 の規則が考案された。それらは一般大衆や議会や囚人には明らかにされていないので、事実上秘密である。しかしそのコピーが C C L の手に入ったので、一部引用してみる価値があろう。

規則第 8 号によれば、

刑務所職員は、囚人と雑談したり、囚人が自分又は他の職員になれなれしくすることを許したり、いかなる理由があろうとも、囚人に聞こえる場所で、自分の任務もしくは規律又は刑務所の計画に関する事柄について話してはならない。

囚人による軽い規律違反罪は、刑務所長によってその場で罰せられるが、より重大な罪は派遣判事によって処理される。彼は規則第 186 号によって、「刑務所内で裁判された事件を公表させない」よう命じられている。規則第 188 号によれば、「派遣判事は、規律が厳しく施行されるよう見届け、権限の行使に関して刑務所職員を援助しなければならない」、規則第 260 号は、「認可された」新聞は囚人によって購入されるが、「囚人は誰も週に 1 部以上の新聞を購入することは許されない」と定めている。規則第 264 号はさらにこの規定に加えて、「新聞は、(a)司法行政に批判的な記事及び(b)刑務所長の意見では扇動的もしくは望ましくないと思われる記事の切り取り又は抹消により検閲される」と述べている。

囚人との面会又は連絡は規定及び規則によって厳しく統制されている。ニューサウスウェールズ州では、裁判を待っている未決囚でさえ、友人や家族との面会は週に 2

度しか許されていない。その他の囚人の面会は、ほとんどの刑務所で2週間に1度に制限されている。1回の面会は約20分に制限されており、囚人に面会できるのは4人だけである。囚人との肉体的接触は許されておらず、面会中は看守が立ち会う。また、話題は、囚人とその家族及び友人に個人的に関係のある事柄に限られ、他の囚人刑務所職員又は刑務所に関する事柄に言及してはならず、同囚人の訴訟に関して行われる請願又は申し立てに関する事柄に言及してはならない。

同様に、弁護士との文通を除き、囚人あてに又は囚人によって書かれる手紙は、同囚人、その家族又は友人に個人的に関係のある話題に限られていなければならない。囚人は4週間に4通しか手紙を書くことを許されていない。囚人が受けることのできる手紙の数は制限されていないが、「刑務所長は、不当に長い手紙を差し押えることができる」、いすれにせよ、すべての郵便物（行政監察官との間に交されるものを除く）は刑務所当局によって検閲され、廃棄される場合もあり、囚人は「有罪判決を受けたことのある者、又は評判が悪いことで知られている者」（これは近親者も含まれる）と文通することは許されない。手紙に関する規定は服役中の者ばかりでなく、未決囚にも適用されており、これは他の規定と共に囚人が裁判に備えて行う抗弁の準備を明らかに妨害することになりうる。

囚人の家族との接触に対するこのような無情な制限は、多くの囚人の間に精神障害をもたらし、家族のきずなを損うことになる。話し合うことができないために一層悪化した家族の問題は、一部の囚人のコメントによって例証されている。ある27歳の労働者は面接者に、「実は私の女房のことなのですが、彼女はいまにも神経衰弱になりそうで、私は心配でたまらないのですが、誰もかまってくれないのです」と言った。また妊娠している継娘のことを心配している別の囚人は「相手の少年は情交の罪で刑務所に送られるでしょう。私はむしろ彼が刑務所に入らないで彼女の面倒を見てくれたらと思っているのです。刑務所に入ってしまうえば何の手助けもできませんからね。彼らは18歳になるまで娘を施設に入れておきたがっているのですが、そんなことは有害無益です」\* と行った。

---

\* ニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局のA Thousand Pnsoners（報告書第16号、1974年）P17において引用。

このように、囚人とその家族はしばしば裁判所が意図した刑罰以上の処罰に苦しんでいる。禁固刑は身体的自由のはく奪以上のものをもたらす。それはすべての人が享受できると広く一般に考えられている市民の自由の廃棄を意味する。たとえば派遣判事の前で罪を告発された囚人は弁護士による申し立ての権利を否定され、その事件は公開の法廷では審理されない。一年以上の禁固刑が認められる法律違反で刑務所に入っている者は、その法律がオーストラリアのものであろうと英連邦内の他の自治領(すなわち英連邦の大部分)で適用されるものであろうと、議会選挙における投票権を与えられていない。実際、このような二重の処罰は、連邦選挙事務所が刑務所内に投票所を設けることを拒否し、その結果、裁判待ちの者を含む全囚人が公民権を奪われていることによって、一層厳しいものとなっている。

刑務所生活が完全に刑務所長及び看守の統制下に置かれていると推定することは間違いである。囚人の中の「重罪人」がかなりの影響力を発揮しており、一部の観察者は、刑務所内における権力構成は、囚人内における威勢の序列と不足しがちなタバコの入手に基づいていると主張している。たとえそうであっても、刑務所の状態が改善され、当局に対する苦情を自由に表明する機会が囚人に与えられない限り、1974年のバースト刑務所の全焼のような事件が再発する可能性がある。囚人代表委員会を結成し、行政監察官のような外部の権威者と連絡がとれるようにすれば多くの危険な状況から緊張をとり除くことができるだろう。さもなければ、人は鎖につながれた犬のように扱われれば当然かみつことが予想されるということを銘記しつつ、現行の制度を続けることである。

### (3) 精神病患者

多少の例外はあるが、誰もその意志に逆って強制的に治療を受けさせられることはあり得ない。この一般的ルールに対する例外は、親又は保護者の同意があれば十分とされている子供、治療のために強制収容できるある種の感染症、特に結核や性病にかかっている人々、及び精神病を患っている人々である。最後のカテゴリーには、その



知能がひどく遅れている者と、ちょうど肉体的病気の場合に普通の病院に入院するのと同じように一生の間にいつか精神病院に入院していたことがあるという前者よりはるかに人数の多い人々が含まれる。精神病院と他の病院との大きな違いは、精神病院の患者は強制的に拘留され治療されるという点であり、彼らの市民としての自由は大幅に、しばしば不当に制限されている。

法律上はもとより精神科医自身によっても精神病がばく然と定義されていることから多くの問題が生じてくる。他人にとって危険なほど精神障害をきたしている者が自発的に精神病院に入院しようとしなない場合には、同病院に強制収容されるべきであるという意見は一般に受け入れられるかもしれない。自殺癖を見せる人々にも同じことが当てはまると言えるかもしれない。もっともこのような場合、監禁は精神障害をきたしている人々に限定されるべきであり、理性的な判断による自殺は法律のあずかり知らぬところとすべきである。しかしそれでもなお、ある人が精神科医の治療を必要としているかどうかを決定するための適切な基準についての問題が残る。また誰がそのような決定を行う権限を持っているだろうか。精神科医はその明らかな答えかもしれないが、多くの精神科医は社会的行動基準からの逸脱を精神障害の症状と見なす傾向がある。

いずれにせよ、何人も単に風変わりであるとか、社会に順応していないとか、他の人々にとって困惑の対象であるという理由だけで、強制的に監禁され治療されるべきではないということは主張しておかなければならない。また精神異常の定義がどのようなものであろうと、他の人々が危害を受けない限り、自由に目立たないように発狂する権利がなければならない。残念ながら、この原則は、友人や身内の者が明らかに気が狂って、自分で自分の面倒を見られなくなっているのを目の前にしている人々には、ほとんど何の役にも立たない。はたから見ている者は、同情的であろうとなかろうと、大抵どうすることもできなと感じ、精神科医の治療をすすめる。それは順当であるが、精神病院に入院したことのある者に依然としてつきまとう社会的汚名のために、その助言が断わられた場合はどうなのだろう。

精神衛生法は、患者を精神病院に入院させるためのいくつかの方法を定めている。

まず第一に自発的入院と強制入院との区別がある。1950年代以降、自分の自由意志で入院する患者の比較が大幅に伸びており、これは明らかに望ましい傾向である。というのも、自発的に入院する患者の方が、自由を奪われたことを恨む患者よりも、治療に反応を示す傾向が強いからである。しかし自発的入院患者と強制入院患者との間の相違は見かけほど大きくはない。自発的入院患者でも、身内の者からの善意ではあろうが強硬な圧力に屈服していやいや署名する場合が多い。さらに重要なことには、自発的入院患者でも自分の好きな時に退院することは許されていないのである。彼らは退院願いを出した後、数日間引き止められ、その間に病院当局は、彼らを強制入院患者又は認定患者として分類し引き止めるための措置をとることができる。このような措置は威嚇力がある。

精神病院への強制収容のための手続きは州によって異なる。二人の医師からの証明書が必要な場合もあれば、一人の医師の場合もある。たとえばビクトリア州では、精神病であると考えられる者は、一人の医師の勧告に基づいて施設に送ることができる。ひとたび入院が認められれば、患者は治療が必要かどうかについての病院当局の決定を待つ間、最高21日まで拘留されうる。治療が必要であると考えられれば、患者は長期間精神病院に監禁される。

医師に与えられているきわめて広範な裁量は別にしても、これらの手続きには乱用の余地がある。悪意のある身内の者が、精神科医としての資格のない医師に、うその又は尾ひれをつけた話をして、誰かを入院させることができる。一部の州では、警察又は福祉職員が、精神病であると考えられ、さまよい歩いているところを発見された者を、保護し、精神病院に連れて行く権限をもっている。たしかにこのような場合には、病院内における精神科医の診察という明らかな防護手段があるが、まず第一にこれはおざなりなものかもしれない。診察された者はすでに強い鎮静剤による鎮静作用を受けているかもしれない。あるいは、興奮して、病院に「放り込まれた」ことについて口早に文句を言っているかもしれない。このような場合には、彼の挙動から精神科医は、観察のために彼を拘留すべきだと考えるかもしれない。結局彼は正常であると決定されるまでに何日も又は何週間もすぎ、その間彼は強制的に投与された薬によ

っておとなしくさせられているかもしれない。もし彼が医師と十分意志の疎通が計れない移住者であれば、彼の立場は一層むずかしくなり、ただ単に精神病院に入院していたというだけで（オーストラリアにおける滞在期間が5年未満の場合には）、国外追放される危険がある。

医師が精神病の問題に関して自分達が持っている非常に広範な権限は患者のために必要であると考えられることは理解できる。医師には患者を治療する任務があるからである。しかし、父親的干渉主義と便宜主義は、基本的な自由の権利を踏みにじる場合が多い。医師の本能は慎重な観察と治療をめざしており、病院はそのための最も明白な場所である。一方主として病院は、法廷における裁判官と同じように神のような存在である医師の都合に合うよう組織されている。精神病院では、忙しい医師は、ある特定の患者を十分診察しなかったり何日も顔を見ないことさえあり、彼の観察は、病室が円滑に運営されているかどうかを見届けることがその主な関心事である看護職員に任されている。その間、患者の自由に対する関心はあまり優先されていない。

これは医師自身よりもむしろ制度に対する批判である。多くの精神病患者には収容又は何らかの形の監禁が必要である。この制度の最も問題のある点は、もともと収容されるべきではなかった人々のための防護手段の欠如である。彼らは刑事犯で起訴された者にさえ与えられている権利もなく、自由を奪われることもありうる。医師の意見でも誤ることはありうるが、法廷で問題にされることは滅多にない。初期の段階での裁判所による証明書の何らかの形による見直しを規定しているのはニューサウスウェールズ州だけである。同州では、患者はさらに観察と治療を受けるために拘留されるべきであるという趣旨の医師の勧告が出された後、その患者は都合がつき次第できるだけ早く、有給治安判事の前に召喚されなければならないという制定法の要件がある。「都合」という言葉は定義されていないが、この要件が満たされるまでにはかなりの時間が経過する場合が多いと確信できる理由がある。いずれにせよ、そのような判事による取り調べの際の手続きは略式である。患者には弁護士による申し立ての権利も、証人を反対尋問する権利もない。治安判事はその患者を最高6ヶ月まで拘留するよう指示することができ、この決定に対して控訴する権利はない。治安判事はほと

んどいつも医師の意見を受け入れており、裁判所による取調べという正式の防護手段も効果がないという推定は当たっているといえるだろう。

ほとんどの州は、公式訪問者 — 任命された委員団で、その委員はいつでも精神病院を訪問し、検査を行い、患者に会うことができる — 制度を設けている。患者を放置や虐待から守るための手段としてこの方法が無益であることについては、このような制度について知っている患者あるいはその、たまにしかない訪問の際に委員団と接触することが許される患者はほとんどないと言うだけで十分であろう。それでも、精神病院の状態に対する独立したチェックは大いに望ましい。これらの施設、特に精神障害者のための施設は、人里離れた場所に追いやられている。患者の郵便物は検閲されることもあり、治療時には監禁と大差ない場合もある。1973年に、オーストラリアのいくつかの精神病院における治療を調査した心理学者は、薬物療法の乱用を批判して次のように述べた。「昔は、人々は鎖の手錠をはめられていたが、現在では、高いへいと手錠が化学薬品の手錠にとって代られている」（Australian 1973年4月17日号）、これとは反対に、医薬品の治療的使用が、多くの患者が普通の生活を取り戻すことを可能にしているともいえる。

精神病院への不当な収容を防ぐためばかりでなく、患者の回復の定期的な見直しのためにも、入院制度に手続き上の防護手段を組み込むべきである。入院する方が退院許可を確保するよりもはるかに簡単だからである。認定患者は、最初の観察期間経過後、ニューサウスウェールズ州及び西オーストラリア州では最高6ヶ月まで、クィーンズランド州及びタスマニア州では最高12ヶ月まで拘留することができる。ビクトリア州及び南オーストラリア州の精神衛生法は極端で、無期限の拘留を認めている。もっとも他の州で定められている有限期間も更新又は延長できるので、このような他の州との違いは見かけほどはっきりしたものではない。要するに、患者をいつ退院させるかについての決定は医師に任されているのである。一部の州は、症例の見直しのために精神衛生裁判所を設置しているが、これらの機関は医療関係者によって占められ、彼らの権限は通常限られており、症例を検討するとしても、それは患者が入院してかなりたってからである。このような見直しにおいても、患者には法廷において被告に

与えられているような権利はほとんど何も与えられていない。自分の正気を立証する責任は患者側にある。

最後の点は、認定精神病患者に強制的に施される治療の種類に関することである。一般に、法律上の規制はほとんどないため、患者は、たとえば、ショック療法を強制的に受けさせられる。国民の懸念が高まっている分野は脳外科、すなわち患者があまり不安コンプレックスに陥ったり攻撃的にならないように、脳手術によってその性格を変えようという試みである。ここで問題となるのは、その目的達成における成功の見込みと、その目的自体である。反社会的態度を変えるための手術は、ホモや凶悪な犯罪者のような「異常者」を変えることのできるきわめて危険な形の社会工学である。

幸いオーストラリアでは、公立精神病院の患者に対する脳葉切除型手術は、かなり厳しく規制されている。より大きな脅威は、民間の精神病院における一部の非常に熱心な実験者から来ているようである。彼らはこのような手術については患者の同意を得ていると主張しているが、精神障害をきたしている者がその考えられうる結果を十分に理解して同意したと言えるかどうかについては、明らかに強い疑惑の要素がある。一般に、精神病患者は医者の手から一層保護する必要があるにもかかわらず、公立病院ばかりでなく私立病院への強制収容も認められていることに留意されたい。民間の精神病院は、営業許可を受ける必要があるが、直接州の管理は受けていない。にもかかわらず、患者は強制的に拘留され治療されうるのである。

## 第11章 プライバシーと情報の自由



## 第11章 プライバシーと情報の自由

プライバシーの権利は、その最も簡単な形で言えば、一人にしておいてもらう権利 — 干渉やせんさく的な目に悩まされず、精神的にも肉体的にも人目につかない場所に引込む個人の自由 — と定義することができる。両極端の一方には、他の人間との接触を全て望まない自己充足の隠とん者がいる。もう一方の端には、自分の活動の性格上、自分の生活や見解がかなり公衆のせんさくを受けざるを得ないことを知っているきわめて政治的な人物がいる。そしてその中間には、社会の機能的一員でありながら、自分の職場以外の場所、特に家庭では何をしようと思えようかと、それは自分自身の問題であるとする多くの普通の人々がいる。政治的アニマルでさえ、夜くつろいでいる時にかかってくる電話のような干渉に対して寛容でなければならないものの、公的な立場に関係のない事柄についてはプライバシーを確保する権利がある。

何人も絶対的な自由などというものは持つことができない。路上に解き放たれた酒気帯びた運転者の場合のように、一方の人の自由が、もう一方の人の死になることもありうる。従って地域社会の利益に対して個人の権利をバランスさせる必要があり、プライバシーに関する場合ほどこの調停作業がデリケートになる場合はない。その明らかな例が、公衆の知らされる権利、ある種の情報を提供される権利との考えられる衝突である。たとえば、学校、病院、住宅などの地域社会の計画には住民に関する情報が必要であり、これは人口調査によって入手するのが最も簡単である。しかし多くの人々はそれは個人の生活への干渉であると考え、質問に答えることに異議を唱えている。

オーストラリアの法律には、一般的なプライバシーの権利は盛り込まれていない。実際、本書の前出の章は、権限によって是認されている多くのプライバシーの侵害に言及している。それらは、南オーストラリア州及びタスマニア州の警察のための一般捜索令状から、女性が中絶を受けたいと考えた場合の身体のプライバシーを守る権利の侵害まで、広い範囲にわたっている。20世紀になって、政府や官僚組織は、かつて



はプライベートな生活と考えられていた分野に、ますますかかわりを持つようになってきた。そして通信手段や科学技術を駆使したスパイ装置の発達により、プライバシーの不当な侵害の抑制がますます緊要になってきた。本章では、主として「ビッグ・ブラザー」、すなわち秘密情報機関、コンピューター化されたデータ・バンク及び通信手段のいくつかの面について述べることにする。

### (1) 報道機関

一見したところ、自由を脅かす可能性のあるものとして、新聞、ラジオ及びテレビを秘密警察と一緒に扱うことは、ばかげている。たしかに両者の間には何の方程式もない。報道の自由はデモクラシーにとって不可欠であり、前に述べたように、名誉毀損に関する法律は、表現の自由に必要なほどきびしい制限を課している。しかし一部の報道部門は、個人のプライベートな事柄に不当に介入するという気がかりな傾向を見せている。当事者が撮られたことさえ知らないうちに、はずかしい写真が公表される場合がある。また記事を追い求めているジャーナリストは、犠牲者のインタビューを断る権利を認めることを頑固に拒否している。好戦的な執拗さで迫ることの典型的な例は、1974年にメルボルンでエフドキア・ペトロフ夫人が新聞記者のインタビューを断っている時に明るみに出た。ある新聞記者は彼女に次のように書き送ったのである。

私はしつこいジャーナリストで、おもしろい記事の見込みがあれば、決して簡単にはあきらめません… 私はあなたの所在が分っていないという事実から記事を作り上げようと決心しています。たとえあなたが私に話すことに同意しなくても、記事を書く方法はいくつもあります。我々は引き続きあなたを尾行し、道路からあなたの家の写真を撮り、隣人の話を聞いたりすることができます\*。

ペトロフ夫人の所在について一部の大衆が関心を持っていたことは確かであるが、この関心が単なるたわいもない好奇心であったことも確かである。

---

\* Commonwealth Parliamentary Debate (上院), 1974年10月3日, P.1645において引用

このような言語同断な強圧を銘記して、南オーストラリア州政府は1974年にプライバシー法案を提出した。多くの論争を巻き起した同法案は「何人にもプライバシーの権利がある」と定めていた。プライバシーは、「人が自分自身、他人との関係又はコミュニケーション、自分の財産もしくは仕事に対する相当の不当な侵害を受けない権利」と定義されていた。同法案は、偵察、監視又はつきまとうこと、あるいは人に「苦痛、迷惑又は困惑を生じさせ、もしくは彼の評価を誤らせる」ような秘密情報の暴露といった問題について裁判所を通じて命令又は損害賠償を求める権利を定めている。

南オーストラリア州の法案は、報道の自由を阻害するという報道関係者の強力なキャンペーンの対象となった。このキャンペーンにはある種の偽善がある — 厳正な調査的報道の価値についての美辞麗句は、その徴候が比較的少ない国ではあまり説得力がなく、新聞社主達は、防衛庁から発行されるD-1通告に関しては自己検閲制度を受け入れている — が、同法案は検閲の一形態であるという指摘は正しかった。乱用に対する明らかな防護手段はいくつかあるものの、同法案の定義は大まかでありまいである。その解釈は、名誉毀損の場合と同じように、言論を抑圧する機会のある裁判所に任されることになる。実際同法案の主な受益者は、普通の市民ではなく、むしろ政治家や企業である。企業が現行の名誉毀損法の下に保護を主張するのはむずかしいため、「人」の定義の中に法人団体を含めたことは意味がある。

同法案の他の批判家達は、「監視及びつきまとうこと」に対する規定は、合法的な労働組合のピケ隊設置に対して不利に利用されうると主張した。南オーストラリア州のCCL（市民の自由を守る会）は、大さっぱな表現による一般的なプライバシーの権利の創設は、同じように明白な表現の自由の保証がなければ — しかも南オーストラリア州にも他のいかなる州にもそのような憲法上の又は制定法上の公約はない — 望ましくないと主張した。要するに、同法案はプライバシーを守る必要を歓迎しつつ認めてはいたものの、かなりの修正が必要であるように思われた。実際、同法案は、1974年11月に立法議会において否決された。

だからといって、報道機関によるプライバシーの侵害の問題が片づいたということにはならない。良識違反—良識とは何かについて万人の一致した意見などはないか—

をチェンクする代替的方法は、英国の場合のような新聞協議会（Press Council）の設立かもしれない。新聞協議会の任務は、ジャーナリストの倫理の保護者としての役割を果たすことである。しかし英国では、同協議会の会員は新聞関係者によって占められており、職業上の基準（Professional Standard）の乱用に対する苦情を処理する際の彼らの態度は防衛的である。また同協議会には乱用を是正する権限はほとんどない。オーストラリアでは、主としてたった今、言及したような法律の提案を回避するための新聞社主による策略として、新聞協議会が設立されることが予想されるかもしれない。その結果、このような協議会の構成や権限がこまかく検討されるだろう。

しかし意外なことに、報道機関担当大臣であるモス・キャス氏が1975年にオーストラリア新聞協議会を設置することを提案した時、ほとんどの新聞社主はそのアイデアを鋭く非難するという反応を示した。政府の干渉ではないかという彼らの疑いが明らかに彼ら自身の長期利益を見えなくしていたのである。しかしオーストラリア新聞社協会は、この問題を考え直している。

報道機関に関する問題よりも一層広範囲な分野を網羅するために、ニューサウスウェールズ州政府は1974年にプライバシー委員会を設立した。この措置は、南オーストラリア州で試みられた広範な取り組み方よりも、特定のプライバシー問題を的確に扱う漸次的アプローチの方が望ましいという考え方に基づいていた。従ってニューサウスウェールズ州のプライバシー委員会は、メディア、データ・バンク、興信所、医療のプライバシーなどの問題について、事情を検討し、苦情を調査し、法律の制定を勧告する責任がある。その結果、担当の改革が行われるかどうかは今後を待たなければならない。

## (2) コンピュータ化された情報

コンピュータの発明とデータ・バンクの発達で情報の記憶及び処理に大変革をもたらしたことはよく言われることである。科学の進歩はそれがもたらす利益の点ではよろこばしいことであるが、十分な防護の備えがなければ、それは個人のプライバシー

を脅かす巨大な機械の怪物として利用されやすい。秘密情報の間違っただけの公表は目新しい問題ではない。たとえば1973年に、社会保障担当大臣は、長年にわたり年金受給者の所在や財政状態に関する個人的な情報が、本人の同意を得ずに、社会保障局と州警察や地方自治体の債務取立て機関を含む各種機関との間で自由に交換されていたことを知って困惑した。あるケースでは、警察官が家出した自分の妻の足どりをつかむために、個人のファイルを利用したことが明るみに出た。以来、同大臣は情報の入手を制限する措置をとったが、問題は依然として残り、コンピュータによる便宜の拡大によって問題はさらに大きくなっている。

その問題とは、政府はもとより民間人の手に握られている記録に関するものである。たとえば、さまざまな人々が民間の健康保険基金に保管されている秘密情報を入手することができ、しかもこれらの基金は秘密保持を法律によって義務づけられていない。特に信用調査機関はその記録管理がルーズであることで批判されやすい。また記録された情報が間違っているため、クレジット設定を断られる場合もあるが、一般に断られた理由を知る手だては何もない。

データ・バンクの利用に対する基本的統制のための法律の規定が緊要である。データ・バンクからの身元を確認できる個人的情報の伝達は、本人の明白な許可がない限り、禁止されるべきである。また責任の所在を明らかにするために、データ・バンクは登録制とし、有資格者がデータの使用及び保管について責任を負うべきである。すべての人はデータ・バンクにある自分に関する記録を閲覧し、もしそれらが間違っていたり不正確であれば訂正する権利を与えられるべきである。国家の安全に関する記録の場合は、本人の要請があれば独立した権威者がその精度をチェックすることができるとすればよい。

現在オーストラリアには、このような防護手段が不足している。クィーンズランド州では、1971年プライバシー侵害法が信用調査機関の免許制を定めており、情報の不当な公表を禁止すると共に、市民が自分に関する情報を訂正できるようにしている。しかし、これらの規制が一州に限られている間はほとんど価値がない。他のほとんどの州にはこれに匹敵するものは何もないが、南オーストラリア州は1975年に「公正な

信用調査報告書に関する法律「(Fair Credit Reports Act) を可決し、クレジット設定を断られた者が、その決定のもととなった信用調査報告書（もしあれば）のコピーを要求できるようにした。その報告書に不正確又は不完全な情報があれば、訂正されなければならない。

### (3) 盗聴及び電話盗聴

法律上認められている一般的なプライバシーの権利といったものはないが、特定の分野においては、プライバシーの侵害に対するいくつかの制限がある。物理的なプライバシーは、主として財産に関して、不法侵入及び迷惑行為に関する古い慣習法から、ある程度の保護を受けている。また1969年以来、一部の州は電子工学を駆使したスパイ装置の増大する脅威を防ぐための法律を可決してきた。効率的な盗聴監視装置の急増は、通信のプライバシーに対する重大な脅威となっており、このようなプライバシーがなければ、人々はその市民の自由を行使することを恐れ、いやがるようになる。盗聴装置の使用は、令状のない無差別な捜索に等しい。

代金を支払う意志のある者によるこのような装置の入手に対しては、事実上何の取り締り権もなく、それらは民間業者が商業スパイ行為や離婚訴訟に利用する場合もあれば、警察が利用する場合もある。現行の取り締りは主として個人又は民間組織による聴取装置の使用に関するものである。クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州及び南オーストラリア州の四つの州がこの問題に関する法律を制定している。一般にこれらの聴取装置法（Listening Devices Acts）は、自分が仲間に加わっていない私的な会話を聴取するための録音装置を使用したり、当事者の同意を得ずにこのようにして録音された会話の内容又は意味を誰か他の者に伝えることは法律違反であるとしている。そこまではよい。しかし同法の目的は、警察に認められている適用免除によってそくなわれている。表面上は、警察による盗聴装置の使用は重大な事柄に限定されているが、大体において上級警察官は自分の判断に任されている。事前に裁判所の承認（ビクトリア州の場合は有給治安判事による承認）を得る

ことを義務づけているのはビクトリア州とクィーズランド州だけである。その他の州では、上級警察官が自由にその裁量を行使できる。実際、南オーストラリア州では、警察の一員であれば誰でも盗聴装置を使用することができ、ニューサウスウェールズ州では、上級警察官が誰に対しても（警察官である必要はない）盗聴装置を使用する権限を与えることができる。

ニューサウスウェールズ州の聴取装置法は、テープ・レコーディングのような個人的会話の証拠が同法に違反して入手されたものであれば、法廷において証拠として認めないこととするという有益な予防策を講じている。しかしこの場合も、この規定は正当に入手された警察の録音には適用されず、他の州では、テープが不法に入手されたものであっても、裁判所はそれらを証拠として認めている。

警察官は市民の自由を考慮しているとは認められない。警察署長達は、盗聴装置は犯罪防止のための一つの武器であり、個人のプライバシーの権利はどちらかといえば取るに足らないものであるという見解を明らかにしている。特に米国における経験に照らしてみれば、盗聴は国家の安全（これは慎重に定義する必要がある）にかかわる場合にのみ許されるべきであり、その場合も最高裁判事の許可に基づいて行われるべきであると思われる。

電話の盗聴は1960年の連邦の電話通信（傍受）法によって禁止されている。この禁止は州警察にも適用される。もっとも警察官が時々不法に電話盗聴を行っているとは確信できる理由はある。いずれにせよ、電話通信の傍受に対する禁止は絶対的なものではない。オーストラリアの法務長官は、「オーストラリア安全保障情報局」による電話盗聴を許可する権限をもっており、安全保障のための命状は、時に応じて秘密裏に発行されている。これまでに知られている事例からみて、それらが時には疑わしい事由にもとづいて発行されていることは明らかである。これらの令状は普通の警察の仕事には使われていない。事実、ASIOの職員は警察官ではないということは銘記しておく価値がある。彼らにはたとえば警察の逮捕権といったものはないのである。

#### (4) オーストラリア安全保障情報局 (ASIO)

国家の安全という名の下に数多くの犯罪が犯されている。ASIOはスパイ行為、サボタージュ又は転覆から国を守るための秘密機関として1949年に設立された。すべての州警察の特別部門にも同じような機関があり、1973年にオーストラリア法務長官が北部特別地域警察の小規模な特別部門の解散を発表した時、これらの機関のきわめて広範囲にわたる任務がはじめて公けに明らかにされた。1952年に定められた同部門の職務憲章には次の事柄が含まれていた。

共産主義、破壊活動、スパイ及びサボタージュ行為に関する問題、国家の安全にとって危険となりうる人物に関する報告書の検査、共産主義者及び被疑者に関して保存されている関係書類、地元防衛計画委員会への助言と援助及び外国人等に関する多くの問題。また、破壊的要素に関するいくつかの問題、共産主義者の影響に関する公共団体及び産業組織の監視、オーストラリア安全保障情報局の情報入手に対する援助、他の政府庁省による文書の機密保持制度の組織化に対する援助及び政治産業問題が起りそうなすべての事態に関する報告がある\*。

公共団体、労働組合及び移住者の監視 — これらはASIOがその努力を集中している分野である。外国によるまたは外国のためのスパイ行為については、ASIOはこれまでにこのような罪で誰かの有罪を証明したり起訴できるほど十分な証拠を提示することはできなかった。これはおそらくオーストラリアには他の諸国のスパイの注目を集めるほどの防衛上の秘密があまりないからであろう。あるいは有用な秘密情報資料の大部分が現在ではラジオや人工衛星のような技術サービスを通じて、あるいは公然と入手できる資料の合法的な評価によって手に入るためかもしれない。個人スパイは時代おくれで信頼できない。しかし、ASIOは今でも彼らを利用して、オーストラリア市民の自由を侵害している。たとえば、ASIOが大学の学生や職員に仲間の政治活動やその他の活動を報告させていた多くの事例が明るみに出た。ASIO偵察員はデモに参加した人々の写真をとり、秘密書類を作成している。ASIOのファイ

---

\* Commonwealth Parliamentary Debate (上院) 1973年8月において引用

ルの一部は密告者からのまた聞きに基づいているので、その正確さは定かではないが疑わしい。さらに根本的な疑問は、なぜ政府に合法的な政治活動に従事している人々を自由に偵察し報告する権限か与えられるのかということである。

ASIOの個人に関する報告書は、多くの政府及び民間機関が利用できるようになっている。報告書は秘密であり、不利な報告書の犠牲者には、反論する機会是与えられていない。実際彼にはその内容はもちろんのこと、報告書の存在さえ知らされていない。このような報告書は通常オーストラリアへの移住申請者、帰化申請者及び公務における就職又は昇進を求める人々について利用されている。多くの立派な人々の生活や職業がこれらの秘密報告書のために台無しにされてきた。さらに、このようなひそかな活動の存在を誰でも知っているということは、特に移住者の中で、政治やコミュニティ活動への参加を抑制する作用がある。

民主主義は秘密警察機構がなくてもうまくやっていける。冷戦時代の名残りであるASIOは解体されるべきである。もしこれがASIOの提起する問題の解決法として極端すぎると考えられるならば、ASIOを公けの権威に対して責任のある存在にし、その任務は、スパイ行為を防げ国家に対する過激な行動の機先を制するのに役立つような情報の収集のみに限定されるべきである。不利な報告書の被害者となった居住者は、その事実を知らされ、秘密報告書を訂正し又は廃棄する権限のある独立した裁判所に控訴する機会か与えられるべきである。いすれにせよ、国家機密資料の入手に関係のない職種に関しては秘密報告書を作成すべきではない。

#### (5) 情報の自由

国家機密という台言葉は、国民に知る権利のある事柄を国民が知ることを妨げるためにきわめて頻繁に利用される言葉である。文書や報告書には「秘密」というスタンプが押され、国民の目にふれない所にしまい込まれている。オーストラリア政府は批判を好まないことか動機となって、特に秘密を守ることに執着している。公務上の秘密の暴露に対する包括的罰則は、連邦犯罪法に定められている。「公務上の秘密」



という表現の範囲と融通性は、同法の第70項から判断できるだろう。同項は、国家公務員が「その職務上、彼の知るところとなった又は手に入った事実で明らかにしない義務のある事柄」を許可なく発表することは犯罪であるとしている。同じような規定は、州の制定法又は公務員規則にも盛り込まれている。このように市民の自由に対する両刃の脅威がある。すなわち、市民は事情を熟知した意見の形成に不可欠と思われる資料の入手を否定されており、大組織を成す公務員は、社会の他の人々と同じ程度の言論の自由を認められていないのである。たとえば教師は、自分達の学校の状態や教育省の行政について新聞に投書してはならないとされている。1971年にニューサウスウェールズ州の巡査部長は、警察当局が犯罪の発生頻度を隠していることを示すある種の統計を新聞社に発表したため解雇され、警察当局はさらにそれをおおい隠すために、その巡査部長が正気であるかどうか疑わしいとした。

1973年に新たに選ばれた連邦政府は「開かれた政府」に対する信念を宣言し、米国の法律の方針に沿った「情報の自由に関する法案」を約束した。事実、これまでよりも多くの政府報告書が発表されるようになってきているが、同法案の約束はまだ果されていない。強力な官僚勢力が同法案に反対しており、このような法律の起草は明らかにデリケートな問題である。その基となる仮定が、市民は公文書を手に入る権利があるというものであれば、何らかの例外が予想されなければならない。真に防衛や国家の安全といった秘密事項に関係のある資料は、この適用免除のカテゴリーに入る。思わぬ障害は、適用免除があまりにも広範囲に認められて、この法律の目的全体がそこなわれるかもしれないということである。

その他にも二つの問題が生じてくる。まず第一に、国民がそれを見ることを許されないようにするために、ある特定の文書を適用免除のカテゴリーに入れる決定権は誰に与えるべきかということである。もしこのような権限が当該省の大臣に与えられ、独立した裁判所に控訴する可能性が否定されれば、現状の改革はほとんど期待できないだろう。第二に、このような法律においては、ある文書を調べたいと思う市民がかなり正確にそれを指定できることが要求されるのが通例である。公文書のファイルをやたらにさがすことは許されない。これは妥当のように思われるが、そこには落とし穴

がある。文書の詳細な登録簿がなければ、外部の者が自分の見たいと思う文書をどのようにして識別できるというのだろう。一部の書類はその存在さえ秘密になっているのである。ついてながら、ASIOのやり方についても同じような問題が生じてくる。すなわち機密保持という方針上、質問の答えを得ることは言うまでもなく、当然の質問をすることさえ妨げられているのである。

「情報の自由」に関する法律はすべて、これらの点から細かく検討されるべきである。公務員自身に関して言えば、1974年に彼らの市民としての自由に対する制限は、少なくとも連邦レベルでは、ある程度緩和された。「公務員はいかなる省庁の行政措置又は行政についても公けに論評してはならない」と規定している「国家公務員規則」の規則第34号(b)は廃棄された。政策決定と行政措置とは互いに区別しにくい場合が多いという点で、いくらかあいまいな点が残っているが、この措置は寛大なものである。州の公務員についてはまだこのような動きはなく、州政府がその文書について、「情報の自由」に関する法律の提案を考えているという徴候もない。実際、連邦法には、オーストラリア政府と州政府との関係に関する資料は公表を免除するという規定を設けることが意図されている。



## 第12章 自由の拡大



## 第12章 自由の拡大

市民の自由をより確実なものにするためには、裁判所及び警察による法律の内容及びその実施の大巾な改革が必要である。望ましい改革の内容とその基となるべき原則は、前出の章で示唆されている。修正または廃棄されるべき法律の長いリストを示したとしても大して意味はないだろう。重要な問題はいかにしてそのような改革をもたらすかということである。

権力者によって、こずき回されることに反対する人々による個人的な抗議は、ある程度価値がある。また「市民の自由を守る会」のような圧力団体によるより全体的な抗議やキャンペーンもそうである。それらを強化し、またそれらによってある程度促進されるのが、世論の動き — たとえば1960年代の検閲に対するあさけり — である。しかし、世論の動きは、当局の行政改革をもたらすことはあっても、それに相応する法律の修正にまでは至らないかもしれない。「法と秩序」といった抑圧的な法律は、法律全書に記載する方が法律全書から削除するよりも簡単なのである。市民の自由は政綱においてはあまり優先されていない。

また保守的な官僚社会の現状維持の考え方も考慮に入れなければならない。この点は、1974年にシドニーのCCLが、州の警察担当大臣に出した簡単な要請の運命によって例証できるだろう。この要請は「起訴された者からの要請があれば、保釈について被告人の家族、友人又は弁護士に電話することか、その時その事件を担当していた警察官の義務である」という被逮捕者に関する現行の「警察通達」に関するものであった。CCLは、ニュージーランドと同じ手続きを採用することによって、この通達を拡大し十分な効果を与えるよう求めた。ニュージーランドでは、被逮捕者は、彼の指定した家族又は友人に警察が連絡する旨を彼に知らせる権利通告書に目を通し署名することが要求されている。

ニューサウスウェールズ州の大臣は、次のように述べて、この要請を却下した。

現行の口頭による通告制度はこれまでほとんど又は全く問題を引き起しておらず、

通告書の作成、印刷及び整理のコストとその内容を被告人に説明するために費される時間を考えると、現行の方法の変更を更に正当化する理由はないように思われる。実際には、現行の制度がほとんど又は全く問題を引き起していないと主張するのは間違っている。これまでに、逮捕されたことを誰かに知らせるために電話することを法外なほど長時間遅らせた報復的な又は怠慢な警察官について多くの苦情が出ていたが、おそらくそれらは大臣の耳には達していなかったのであろう。CCLの要請を却下した本当の理由は、同大臣が手紙の中で、この問題について警察庁長官と相談したと述べていることにそれとなく示されている。おそらく警察庁長官も、官庁が通告書の印刷や整理の費用に頭を痛めるだろうというばかげた提言について責任があったのだろう。

時折、政治家や官僚のよろいを貫くことは可能であるが、勝利は概ね自由の限界を拡大するよりもむしろ市民の自由に対するある特定の改革の撃退の形をとる。その闘争は長く根気のいるものである。近道はないのだろうか。

#### (1) 人権法案

市民の権利に関心を持っているオーストラリアの弁護士達は、米国の同業者が正当な訴訟手続きや言論の自由といった憲法で保証されている権利の侵害を指摘することによって依頼人を弁護するやり方をうらやましく思うことが多い。オーストラリアにはこのような保証はない。この国の表現の自由とは、名誉毀損、法廷侮辱、検閲、不快な言葉、公務上の秘密などに関する法律をしんしゃくした後に残るものである。オーストラリアには「権利章典」( Bill of Right ) がないので、弁護士は原則に従って訴訟に介入することはできない。彼はただ特定の犯罪で起訴された依頼人の弁護士として行動できるだけである。

個人の自由を憲法で保証すれば有益であろうと提案されるたびに、反対者は、オーストラリアの民主主義は主として議会、独立した裁判所、自由な報道機関といった制度によって十分保護されていると主張する。これらの制度は「権利章典」がなくても

十分機能していると言うわけである。このような主張は、通常現行制度の下にうまくやっている人々によるものであり、この中には警察署や治安裁判所についてほとんど何も知らない法律学者も含まれている。しかしこのような見解は本書全体の主旨、すなわち、個人は、政府及び官僚組織による自由の侵害から一層保護される必要がある、ということによってその浅薄さが露呈されている。「権利章典」そのものはこのような保護を確保してはくれないだろうが、自由の防衛及び拡大のための適当な仕組みを確立することはできるだろう。憲法で保証された権利の主張は多くの訴訟につながりうるが、法律扶助制度が改善されれば、それは必ずしも悪いことではない。

オーストラリアの憲法に「権利章典」を盛り込むことについての実際上の明らかな問題は、これまでいかなる議題に関しても、国民投票の成功率がきわめて低いということである。もっとも国民投票の提案が失敗したからといって、必ずしもそれが大多数のオーストラリア人に反対されたという意味にはならない。1973年にはこの障害を迂回する巧妙な方法がオーストラリアの法務長官によって提案された。それは1966年に国連総会によって採択された「公民権及び政治的権利に関する国際規約」(International Covenants on Civil and Political Rights)の実施を目的とした「人権法案」(Human Right Bill)の形によるものであった。このようにしてオーストラリア政府は、もともと州政府の責任である市民の自由に関する包括的な法律を有効化するために、その外務に関する疑問の余地のない権限に頼ったのである。「人権法案」はたとえ立法化されても、憲法上の保証と同じ地位は与えられない。すなわちそれはいつでもオーストラリア議会によって修正又は廃棄されうる。しかし、もし連邦政府の外務に関する権限がこのような法律をも網羅すると解釈することが妥当であるかどうかについて恐らく英国議会において問題にされたあとも生きのびれば、この法律はオーストラリア政府だけでなくすべての州に対して拘束力を持つことになるだろう。

「人権法案」は多くの基本的権利や自由を定めている。列挙されている権利はどれも目新しいものではないが、同法案はそれらをかなり明白に定めており、侵害に対する法律上の救済措置も確立している。司法行政及び警察権力の行使に関する権利の規定は特に意義深いものである。たとえば、逮捕された者は誰でも「逮捕時にその理由



を知らされ」、起訴された場合には「彼の理解できる言葉で、その起訴の内容を彼に知らせなければならない」「刑事犯で逮捕された者は誰でも直ちに法廷に召喚され… 妥当な期間内に裁判に付されるか、釈放される権利が与えられなければならない」裁判手続きに関しては、同法案は「刑事犯で起訴されたすべての者は、有罪が証明されるまでは無罪であると仮定されなければならない」と明言している。またこのような者は、「公正な裁判のためにそうする必要がある場合にはいつでも、またこのような場合に彼に支払うための十分な資力がない場合には費用を支払うことなく、法律扶助を与えられる権利を有するものとする」

現行の訴訟手続きは、これらの表現で表わされている理想とは大きくかけ離れている場合が多い。また、「人権法案」が立法化されれば、基本的自由をあくどく否定している一部の州法の規定は問題にされうる。たとえば、即決犯罪法に定められているような犯罪者という評判の者、売春婦又は浮浪者と交わる罪は、「すべても者は他人と自由に交際する権利を有するものとする」という人権法案の保証と明らかに矛盾する。実際「人権法案」をめぐる論争は基本的にはより許容的な社会を好む人々と、より権威主義的な傾向をもつ人々との間に生じている。同法案に反対している後者のグループのメンバーは、市民の自由を拡大するプロセスが犯罪者に一層の自由をもたらすことを恐れている。そして彼らの犯罪行為の定義には、概して中絶、同性愛、及びその他の犠牲者を出さない犯罪が含まれているのである。

残念ながら「人権法案」をめぐる論争においては、このような基本的な議論よりも同法案の憲法上の有効性や、州法で認められている権利の低下の問題の方が優位を占めている。州の権利対中央集権制についての論争も、実情から切り離された場合には、無益となりがちである。そしてこの場合の実情とは、抑圧的法律の多くは連邦のもてではなく州のものであるということであり、州政府はその現状を自分自身で改善していこうとする徴候をほとんど見せていない。この分野における連邦法の有効性がどのようなものであれ、州政府がその独自の「権利章典」を立法化することを阻止するのは何もない。どの州政府もまだこの方向には動いておらず、従って、主として連邦政府の押付けに対する反発に基づく議論には、偽善の気配がある。

「人権法案」は国民の議論を盛り上げた点で教育的な役割を果たしたが、国会での採択には持ち込まれなかった。おそらく上院の野党はそれを否決しただろう。たとえ同法案が可決され、その後英国議会でも生きのびたとしても、それは万能薬とはならないだろう。結局、市民の自由の唯一の効果的な保証は、多くの人々の積極的な組織化された主張である。それらの多くは、何らかの援助を提供する付録の団体リストに見出すことができる。

## (2) 援助機関

### オーストラリア首都特別地域

#### ① オーストラリア法律扶助局 (ALAO)

- (a) 離婚を含む連邦法 (すべての人々) 及び
  - (b) すべての法律 (年金受給者、退役軍人、移住者、等)
- に関して援助を必要とする人々に無料の援助を与える。

#### ② 法律扶助委員会

民間組織、委員会の裁量で、訴訟を引き受け、分担金を請求する。

#### ③ 法律相談局

無料であらゆる法律問題について助言を与える。月曜日一金曜日、12:30P.m から 2:00P.m までの間に本人が申し込むこと。

#### ④ 首都特別地域の市民の自由を守る会

市民の自由の問題が関連している場合に助言を与える。

#### ⑤ アルコール、麻薬依存打開部隊

#### ⑥ 家族計画協会

産児制限に関する助言

#### ⑦ 女性の中絶に関する行動キャンペーン

#### ⑧ 善隣協会

移住者に助言を与える。

#### ニューサウスウェールズ州

① オーストラリア法律扶助局

詳しくは首都特別地域の項を参照のこと。

② ニューサウスウェールズ州弁護士会

上記の住所又は事務弁護士に申し込むこと。家計調査と申込者からのある程度の分担金を条件に、民事訴訟における法律援助を与える。大体週に一度夜開いている委託（顧問）センターが、オルバリー、アシュフィールド、ディーホワイ(Dee Why)、ドラモイン(Drummoyne)、グランビル、ホーンズビー、ハーツビル、リバプール、マルブラ・ジャンクション、マリックビル、マスコット、マウント・ドルイット、ノース・シドニー、ボッツ・ポイント、レッドフェーン、サブランド、ウェーバリー、ニューカッスル、タムワース、ウロンゴン及びゴールバーンにある。（住所は弁護士会から入手できる）

③ 国選弁護士

厳しい家計調査を条件に、一部の民事訴訟について無料の法律援助を与え、重大な刑事訴訟（原則として小治安裁判所は除く）に関して無料の援助を与える。

④ 事務所治安判事

裁判所に本人が申し込むこと。無料で基本的な法律上の助言が与えられる。

⑤ 市民の自由を守る会

市民の自由の問題が関係している場合に（例えば警察及び政府の独断的措置、検閲、差別、等）、助言及び法律上の援助を与える。

⑥ 行政監察官

公務及び公務員に関する苦情を調査する。

⑦ 麻薬依存打開部隊

⑧ 家族計画協会

#### 産児制限に関する助言

- ⑨ アボリジナル・リーガル・サービス  
全てのアボリジニーに無料の法律援助を与える。
- ⑩ 中絶法廃止協会
- ⑪ 道徳的迫害追放運動（CAMP）  
ホモを擁護する。
- ⑫ 女性解放運動  
避妊、中絶、強姦及び育児に関する助言を与える。
- ⑬ 善隣協会
- ⑭ 電話通訳サービス  
移住者のための情報、Tel. 2211111（24時間サービス）
- ⑮ 刑罰改革会議
- ⑯ プライバシー委員会  
プライバシーの侵害に関する苦情の調査

#### 北部特別地域

- ① オーストラリア法律扶助局  
詳しくは首都特別地域の項を参照のこと。
- ② 法務省  
訴訟は民間弁護士によって扱われる。随意に訴訟を受け付け、分担金を請求する。
- ③ 市民の自由を守る会
- ④ 善隣協会
- ⑤ 北オーストラリア・アボリジナル・リーガル・サービス  
詳しくはニューサウスウェールズ州を参照のこと。地方センターの住所については、ダーウィン事務所に問合せること。

## クィーンズランド州

① オーストラリア法律扶助局

② クィーンズランド州法律援助委員会

上記場所又は事務弁護士に申し込むこと。家計調査を条件に、委員会の裁量で、通常分担金を請求することなく、民事訴訟を引き受ける。支部（大体週に1日開いている）は、サンドゲート、ウインナム、アイナラ、イスプウィッチ、ロックハンプトン、タウンズビル、ケアンズ及びマッケイにある（住所はブリスベーン本部から入手できる）。

③ 国選弁護士

重大な刑事訴訟において援助を与える。

④ 市民の自由を守る会

詳しくはニューサウスウェールズ州を参照。

⑤ 行政監察官

⑥ 麻薬依存打開部隊

⑦ キャンパス・キャンプ

ホモの擁護

⑧ 女性解放運動

⑨ 選択出産

同上、中絶に関する助言。

⑩ 善隣協会

⑪ アボリジニー及びトレス海峡島民のための法律サービス

ロックハンプトン、マッケイ、タウンズビル、マウント・アイサ及びチャールズビルにセンターがある。（住所はブリスベーン本部から入手できる）

## 南オーストラリア州

① オーストラリア法律扶助局

詳しくは首都特別地域の項を参照のこと。

② 南オーストラリア州弁護士会、法律援助委員会

上記場所又は事務弁護士に申し込むこと。申込者からの分担金を条件に、民事及び刑事訴訟に関して援助を与える。

③ 法律相談局

2ドルの料金を支払えば、あらゆる法律問題について助言を与えてくれる。月曜一金曜は5:30p.m-9:00p.m、土曜日は9:00a.m-11:30a.mの間に本人が申し込むこと。

④ 市民の自由を守る会

詳しくはニューサウスウェールズ州の項を参照のこと。

⑤ 行政監察官

⑥ 麻薬依存打開部隊

⑦ ゲイ・リベレーション

⑧ 女性解放センター

⑨ 善隣協会

⑩ アボリジニーの法律上の権利を守る運動

## タスマニア州

① オーストラリア法律扶助局

② 法律援助委員会

上記場所又は事務弁護士に申し込むこと。家計調査とほとんどの場合、申込者によるある程度の分担金を条件に、委員会の裁量で民事及び刑事訴訟に関する援助が与えられる。

③ 市民の自由を守る会

詳しくはニューサウスウェールズ州の項を参照のこと。

④ 行政措置の苦情に関する特別小委員会（行政監察官）

⑤ 麻薬依存打開部隊

⑥ 善隣協会

⑦ アボリジナル・インフォメーション・サービス

**ビクトリア州**

① オーストラリア法律扶助局

② 法律援助委員会

上記場所又は事務弁護士に申し込むこと。ほとんどの場合、申込者による分担金を条件に委員会の裁量で、民事訴訟及び軽い刑事訴訟に関して援助を与える。

③ 国選弁護士

大まかな家計調査を条件に、重大な刑事訴訟に関して、無料の法律援助を与える。

④ 無償法律サービス

ビクトリア州の多くの店頭センターで弁護士が自発的に無料の法律援助を提供する。これらのセンターは通常下記の住所で1週間に1日か2日、6：30p.mから、9：30p.mの間だけ開いている。

⑤ 市民の自由を守る会

詳しくはニューサウスウェールズ州の項を参照のこと。

⑥ 行政監察官

⑦ 麻薬依存打開部隊

⑧ 家族計画協会

⑨ 中絶法改正協会

⑩ ソサイティ・ファイブ

ホモの擁護

⑪ 女性解放運動

⑫ 善隣協会

⑬ 電話通訳サービス

移住者のための情報 Tel. 6623000 (24時間サービス)

⑭ アボリジナル・リーガル・サービス

地方支部については上記場所に問合せること。

⑮ 囚人行動委員会

### 西オーストラリア州

① オーストラリア法律扶助局

② 西オーストラリア州弁護士会、法律援助制度

事務弁護士又は上記場所に申込みこと。家計調査及び申込者からのある程度の方担金を条件に、委員会の裁量で民事及び刑事訴訟（小治安裁判所では減多に行われない）において援助を与える。

③ 法律相談局

2ドルの料金を支払えば、あらゆる法律問題について助言を与えてくれる。月曜－金曜は10 a.m.、土曜日は9 a.m.－正午までの間に本人が申込みこと。

④ 市民の自由を守る会

⑤ 行政監察官

⑥ 麻薬依存打開部隊

⑦ 家族計画協会

⑧ 中絶情報サービス

⑨ 女性の中絶行動キャンペーン

⑩ C A M P

ホモの擁護

⑪ 善隣協会



⑫ アボリジナル・リーガル・サービス

ポート・ヘッドランド、カルグールリー及びナロジンの地方支部については、上記場所に問い合わせること。

# 索 引



索引

No.	英 文	和 訳 文	備 考	
A	1	Aboriginal Legal Service	アボリジナル・リーガル・サービス	
	2	Aborigines	アボリジニー	
		in prison	刑務所におけるアボリジニー	
	3	abortion	中絶	
	4	appeal	控訴	
		need for rights	控訴権の必要	
		Administrative Appeals Tribunal	行政控訴院	
	5	arrest	逮捕	
		for felony	重罪による逮捕	
		wrongful	不法逮捕	
		If You Are Arrested	「もし逮捕されたら」	
6	assault	暴行		
	indecent	わいせつな暴行		
7	association, freedom of	交際自由		
8	Australian Broadcasting Control Board	オーストラリア放送規制委員会		
9	Australian Capital Territory	オーストラリア首都特別地域		
	Cannabis in	首都特別地域における大麻		
10	Australian Legal Aid Office	オーストラリア法律扶助局		
11	Australian Security Intelligence Organization	オーストラリア安全保障情報局		
B	1	bar	保釈	
	2	begging	物乞い	
	3	bigamy	重婚	

No	英 文	和 訳 文	備 考
4	biding over	誓約	
5	breath of peace	治安妨害	
6	breach test	呼気テスト	
7	buggery	猥姦	
8	bugging	盗聴	
9	Burchett · Wilfred	ウィルフレッド・バーチュェット	
10	Bureau of Crime Statistics and Research	犯罪統計調査局	
①	1 C A M P	道徳的迫害追放運動	
	2 Carnal Knowledge	情交	
	3 Censorship	検閲	
	literature and art	文学及び美術の検閲	
	mail	郵便物の検閲	
	films and play	映画・演劇の検閲	
	radio and television	ラジオ・テレビの検閲	
	4 Children	子供	
	interrogation of	子供の尋問	
	censorship for	子供のための検閲	
	exposed to moral danger	道徳的危険にさらされている子供	
	courts for	児童裁判所	
	5 Conscientious objection	良心に基づく反対	
	6 Consent, age of	承諾年齢	
	7 Consorting	交わり	
	8 Contraception	避妊	
	9 Council for Civil Liberties	市民の自由を守る会	
	10 courts	裁判所, 法廷	
	Procedure	裁判手続き	
	right in	法廷における権利	
	contempt of	法廷侮辱	

No	英 文	和 訳 文	備 考
11	Customs Department	税関局	
<b>D</b>	1 defamation 2 demonstrations 3 deportation 4 D - Notice 5 discrimination racial political 6 divorce 7 driving 8 drugs 9 drunkenness	名誉毀損 デモ 国外追放 D - 通告 差別 人種差別 政治的差別 離婚 運転 麻薬 酩酊	
<b>E</b>	1 elections 2 emergency powers 3 emigration 4 espionage 5 evidence 6 expression, freedom of	選挙 非常事態の権限 移住 スパイ行為 証拠 表現の自由	
<b>F</b>	1 false imprisonment 2 Family Planning Association 3 Festival of Light 4 film censorship 5 fingerprinting 6 first offender	不法監禁 家族計画協会 清教徒組織「フェスティバル・オブ・ライト」 映画の検閲 指紋採取 初犯	

No	英 文	和 文 訳	備 考
7	freedom	自由	
G	1 gambling	賭博	
	2 gaol Bathurst Gaol beatings	刑務所 バサースト刑務所における暴行	
	3 Gregory, Dick	ディック・グレゴリー (オーストラリアの芸能人であり) (ベトナム戦争反対主義者)	
H	1 halls and theatres	公会堂及び劇場	
	2 Hare Krishna	ハーレ・クリシュナ (宗教団体)	
	3 heroin	ヘロイン	
	4 homosexuality	同性愛	
	5 Human Rights Bill	人権法案	
I	1 immigration	移住	
	2 incest	近親相姦	
	3 indecency	わいせつ	
	4 information name and address computerized and confidential	情報 住所氏名 コンピュータ化された情報 及び秘密情報	
	5 injunction	命令	
	6 interrogation	尋問	
J	1 judge	判事, 裁判官	
	2 jury, trial by	陪審員による裁判	

No	英 文	和 文 訳	備 考
<b>K</b>	1 Kerr, Mr. Justice	カー裁判官(ブラカード事件の裁判官)	
<b>L</b>	1 Lawyers representation by	弁護士 弁護士による申立て	
	2 leaflet	小冊子	
	3 legal aid Fitzroy Legal Service	法律扶助 フィッツロイ法律サービス	
	4 legal representation	弁護士による申立て	
	5 libel	中傷、文書誹き	
	6 Literature Boards of Review	文学論評委員会	
	7 loitering	うろつき	
	8 loud speaker	拡声器	
<b>M</b>	1 magistrates conservatism of	治安判事 治安判事の保守性	
	2 marihuana	マリファナ	
	3 massage parlours	マッサージ・パーラー	
	4 meetings	集会	
	5 mental illness Mental Health Acts and immigrants	精神病 精神衛生法 精神病と移住者	
	6 migrants Greeks Yugoslavs Croatsians Turks	移住者 ギリシャ人 ユーゴスラビア人 クロアチア人 トルコ人	
	interpreting for Good Neighbor Council	移住者のための通訳 善隣協会	
	7 Mill, John Stuart	ジョン・スチュアート・ミル (「自由について」の著者)	



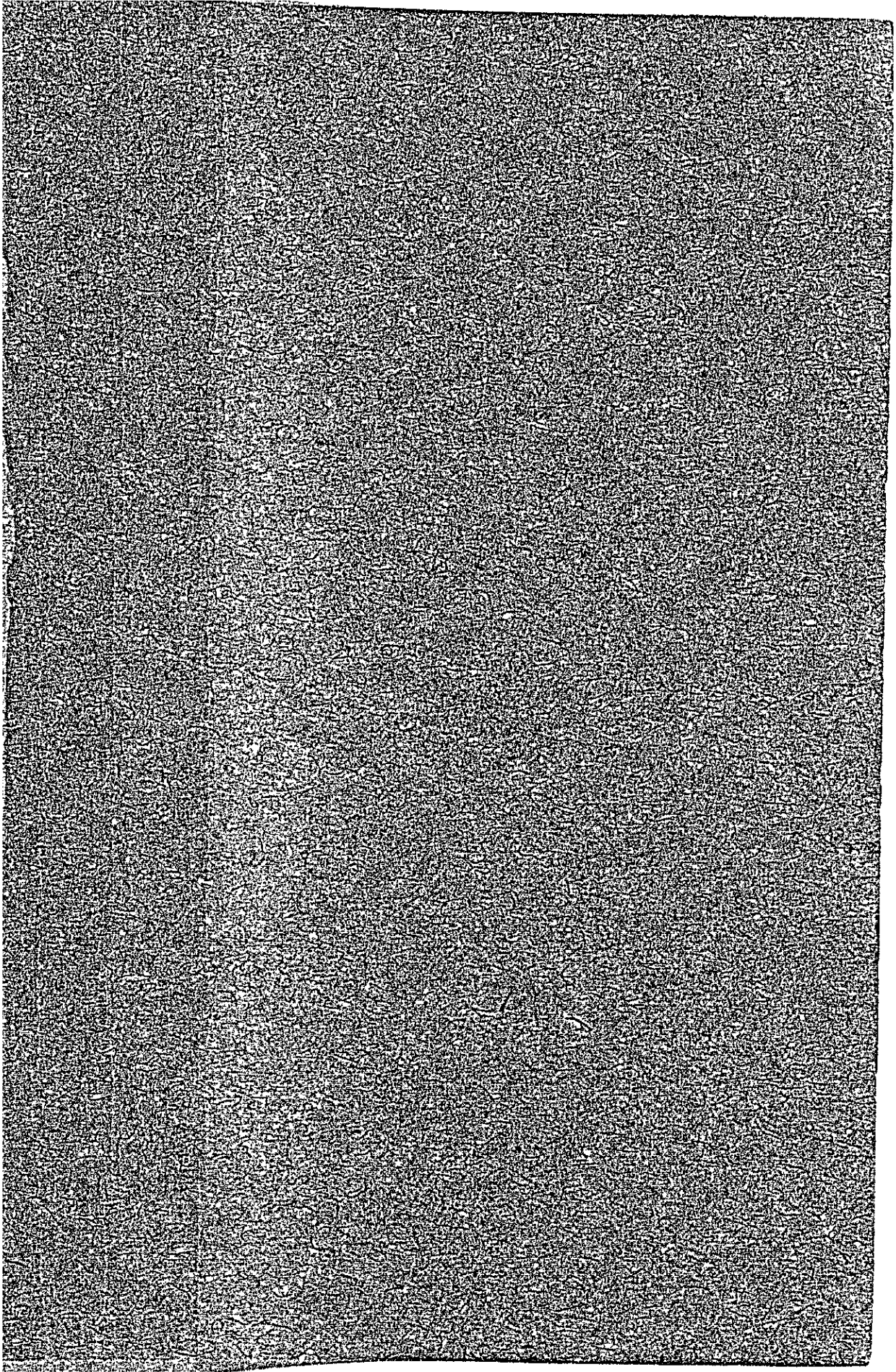
№	英 文	和 訳 文	備 考
8	Miller, Henry	ヘンリー・ミラー (作家)	
9	movement, freedom of	移動の自由	
10	Murphy, Senator	マーフィー上院議員 (法務長官)	
N	1 National Park	国立公園	
	2 naturalization	帰化	
	3 New South Wales	ニューサウスウェールズ州	
	law	法律	
	censorship	検閲	
	vagrancy or Prostitution	浮浪又は売春	
	drugs	麻薬	
	abortion and sex offences	中絶及び性犯罪	
4	Noffs, Rev Ted	テッド・ノフ 牧師 (アダムス事件の証人)	
5	noise	騒音	
6	nonconformity, right of	非協調の権利	
7	Northern Territory	北部特別地域	
O	1 obscene exposure	みだらな露出	
	2 obscenity	わいせつ	
	3 obstruction	妨害	
	4 offensive behaviour	不快な行為	
	Judgement on	不快な行為に関する判断	
	5 offensive language	不快な言葉	
	6 Ombudsman	行政監察官	
7	Owell, George	ジョージ・オーウェル (作家)	
P	1 Palestine Liberation Organization	パレスチナ解放組織	
	2 passports	パスポート, 旅券	
	3 Petrov, Evdokia	エフドキア・ペトロフ (ジャーナリストのインタビュー事件)	

No	英 文	和 訳 文	備 考
4	placard	ブラカード	
5	police	警察	
	abuse of power	権力の乱用	
	Instructions	通達	
	Commissioners	警察庁長官	
	complaints against	警察に対する苦情	
	assault, hindering, or obstruction of squads	警察の暴行, 妨害 分隊	
	in demonstrations	デモにおける警察	
	conservatism	警察の保守性	
6	Pollution Control Commission	公害規制委員会	
7	pornography	ポルノ	
8	press, freedom of	報道の自由	
9	Press Council	新聞協議会	
10	Preterm Foundation	中絶に関するシドニーの専門機関	
11	prisoners	囚人	
	background and rehabilitation	背景と社会復帰	
12	privacy	プライバシー	
13	provision and parole	保護観察及び仮釈放	
14	processions	行進	
15	proof	証拠, 証明	
	colletion	証拠の収集	
	onus of	証明の義務	
16	prostitution	売春	
	consorting	交わり	
	brothels	売春宿	
17	psychiatry	精神医学	
18	public servant	公務員	
Q 1	Queensland law	クイーンズランド州 法律	

No	英 文	和 訳 文	備 考
	censorship vagrancy or prostitution abortion or sex offences Aborigines 2 questioning of children	検閲 浮浪又は売春 中絶又は性犯罪 アボリジニー 質問, 尋問 子供の尋問	
<b>R</b>	1 rape homosexual 2 Right to Life Association 3 Roth, Philip	強姦 ホモの強姦 生きる権利を守る会 フィリップ・ロス (作家)	
<b>S</b>	1 search 2 seat Belts 3 security national private 4 sex advertising hypocrisy 5 shoplifting 6 slander 7 soliciting homosexual 8 South Australia law censorship vagrancy or prostitution abortion or sex offences 9 speech 10 squatters	搜索 シート・ベルト 安全 国家の安全 個人の安全 性, セックス 宣伝 偽善 万引 口頭排き, 中傷 袖引き, 誘惑 ホモの誘惑 南オーストラリア州 法律 検閲 浮浪又は売春 中絶又は性犯罪 言論 座り込みをする人々	

No	英 文	和 文 訳	備 考
11	strike, right to	ストライキ権	
12	students	学生	
13	suicide	自殺	
14	Summary Offences Act	即決犯罪法	
15	summons	出頭, 召喚	
T	1 Tasmania	タスマニア州	
	law	法律	
	censorship	検閲	
	abortion or sex offences	中絶又は性犯罪	
	2 telephone tapping	電話盗聴	
	3 television	テレビ	
	4 trade union	労働組合	
5 traffic laws	道路交通法		
6 trespass	不法侵入		
V	1 vagrancy	浮浪	
	consorting	交わり	
	2 victimless crime	犠牲者のない犯罪	
	3 Victoria	ビクトリア州	
	law	法律	
	censorship	検閲	
vagrancy or prostitution	浮浪又は売春		
abortion or sex offences	中絶又は性犯罪		
W	1 warrants	令状	
	2 western Australia	西オーストラリア州	
	3 wolfenden report	ウォルフエンデン・レポート	
	4 women	女性	
	in prison	刑務所内の女性	





JICA

1979-3-1,000